

【表紙】**【提出書類】**

有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

令和3年10月29日

【発行者名】ブラックロック・フィクスト・インカム・ダブリン・ファンズ plc
(BlackRock Fixed Income Dublin Funds public limited company)**【代表者の役職氏名】**取締役 ポール・マッゴワン
(Paul McGowan, Director)**【本店の所在の場所】**アイルランド、D02 RK57、ダブリン2、サー・ジョン・ロジャーソンズ・
キー79番、キャピタル・ドック200
(200 Capital Dock, 79 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2
D02 RK57, Ireland)**【代理人の氏名又は名称】**弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治**【代理人の住所又は所在地】**東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所**【事務連絡者氏名】**弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治**【連絡場所】**東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所**【電話番号】**

03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】ブラックロック・フィクスト・インカム・ダブリン・ファンズ plc
ーiシェアーズ・グリーンボンド・インデックス・ファンド
クラスD米ドルヘッジ投資証券
(BlackRock Fixed Income Dublin Funds public limited company
-iShares Green Bond Index Fund (IE)
D USD Hedged Accumulating Share Class)**【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】**

記名式無額面投資証券

ブラックロック・フィクスト・インカム・ダブリン・ファンズ plc
ーiシェアーズ・グリーンボンド・インデックス・ファンド
クラスD米ドルヘッジ投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

クラスD米ドルヘッジ投資証券：11億6,400万米ドル（約1,289億円）

(注1) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2021年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.71円および1ユーロ＝129.80円）による。

(注2) 上限見込額は、便宜上、2021年2月26日現在の1口当たり純資産価格（11.64米ドル）に1億口を乗じて算出された金額である。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年6月30日付をもって提出した有価証券届出書（2021年7月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）について、2021年9月13日付でファンドの設立地における目論見書が変更され、投資方針および投資リスク等が変更されましたので、また、2021年8月26日付でファンドのクラスD米ドルヘッジ投資証券がユーロネクスト・ダブリンに上場されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

（注）下線部は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

予想されるトラッキング・エラーは、関連するファンドのリターンとそのベンチマーク指数のリターンの間の差異の予想ボラティリティに基づく。トラッキング・エラーの主要要因の一つは、ファンドの保有銘柄とベンチマーク指数の構成銘柄の間に差異があることである。ファンドとベンチマーク指数の間のリターン差異と同様に、現金管理およびリバランスの取引コストも、トラッキング・エラーに影響を及ぼすことがある。このような影響は、その時の状況に応じて、プラスの影響になる場合もあればマイナスの影響になる場合もある。さらに、投資対象の選択時に、ファンドのベンチマーク指数の要素ではないESG特性を考慮に入れるために、ファンドが環境・社会・ガバナンス（ESG）方針を適用する場合、追加的なトラッキング・エラーが生じることがある。

上記に加え、ファンドには、その投資対象から得る収入に関してファンドが負担する源泉徴収税が原因となって、トラッキング・エラーが生じることもある。源泉徴収税に起因するトラッキング・エラーの水準や規模は、ファンドが様々な税務当局に行う還付申告、ファンドが租税条約に基づき取得する特典またはファンドが実施する証券貸付行為といった様々な要因に左右される。

（後略）

<訂正後>

（前略）

予想されるトラッキング・エラーは、関連するファンドのリターンとそのベンチマーク指数のリターンの間の差異の予想ボラティリティに基づく。トラッキング・エラーの主要要因の一つは、ファンドの保有銘柄とベンチマーク指数の構成銘柄の間に差異があることである。ファンドとベンチマーク指数の間のリターン差異と同様に、現金管理およびリバランスの取引コストも、トラッキング・エラーに影響を及ぼすことがある。このような影響は、その時の状況に応じて、プラスの影響になる場合もあればマイナスの影響になる場合もある。さらに、投資対象の選択時に、ファンドのベンチマーク指数の要素ではないESG特性を考慮に入れるために、ファンドが環境・社会・ガバナンス（ESG）方針を適用する場合、追加的なトラッキング・エラーが生じることがある。

トラッキング・エラーは、ファンドがRQFII制度に基づき投資を行うために投資運用会社のRQFII免許を利用している限りにおいて、投資運用会社のRQFII免許が撤回され、終了されもしくは別途無効とされた場合および／またはファンドがRQFII制度もしくはRQFII免許を必要としない別のルートを通じて関連する中国国内の有価証券を十分に取得することができない場合にも発生することがある。当該状況において、ファンドは、ベンチマーク指数の構成銘柄ではないが、ベンチマーク指数のリターン

に対して類似のエクスポージャーを提供する有価証券その他の金融商品への投資が必要となることがある。これらの金融商品には、オフショア先物、中国で設立されたが香港で上場されている会社の株式、類似のエクスポージャーを提供するその他の上場投資信託または未決済スワップ契約（これは、取引相手方が、ファンドに対し、報酬と引き換えに特定のエクスポージャー、すなわちベンチマーク指数のリターンを提供することに同意する契約である。）が含まれることがある。

上記に加え、ファンドには、その投資対象から得る収入に関してファンドが負担する源泉徴収税が原因となって、トラッキング・エラーが生じることもある。源泉徴収税に起因するトラッキング・エラーの水準や規模は、ファンドが様々な税務当局に行う還付申告、ファンドが租税条約に基づき取得する特典またはファンドが実施する証券貸付行為といった様々な要因に左右される。

（後略）

3 投資リスク

<訂正前>

a. リスク要因

（中略）

金利変動の影響とリスク

24. ファンドの純資産価額は、金利の変動に応じて変化する。為替レートの変動によって価値が独立して影響を受ける場合を除き、金利が低下すると債券の価格は上昇すると一般的に考えられる。逆に、金利が上昇すると債券の価格は下落すると一般的に考えられる。

指数に関するリスク

25. ファンドの投資目的を達成するために、ファンドはベンチマーク指数のリターンを反映したリターンの達成を目指す（ただし、ブラックロック・ユーロ・クレジット・エンハンスト・インデックス・ファンドとブラックロック・ユーロ・ガバメント・エンハンスト・インデックス・ファンドは、関連する指数提供者が公表する各ファンドのベンチマーク指数のリターンを上回ることを目指したリターンの達成を目指す。）。指数提供者がベンチマーク指数を正確に編集し、またはベンチマーク指数が正確に決定、構成または計算される保証はない。指数提供者は、ベンチマーク指数が何を達成するように設計されているかについての説明を提供するが、指数提供者は、ベンチマーク指数に関するデータの品質、正確性または完全性に関して、何らかの保証も行い、または何らかの責任も負うものではなく、また、ベンチマーク指数が説明された指数メソドロジーに沿ったものになることも保証しない。

（中略）

債券全般のリスク

26. 債券は、実際の信用度および認識された信用度の両方の指標に左右される。格付けされた証券もしくはその発行体の「格下げ」、またはファンダメンタル分析に基づかない不利な報道および投資家の認識は、特に取引の少ない市場において、当該有価証券の価値や流動性を低下させる可能性がある。特定の市場環境下では、このような有価証券への投資の流動性が低下し、その処分が困難になる可能性がある。

（中略）

債券の格下げのリスク

27. ファンドは投資適格債に投資することがあるが、債券が後に格下げされた場合、ディストレスト投資を回避するために保有し続けることがある。ファンドがそのような債券を保有する範囲では、返済の不履行のリスクが高まり、それはファンドの資本価値に影響を与えるリスクにつながる。投資家は、ファンドの利回りおよび／または元本価値が変動する可能性があることを認識する必要がある。

銀行社債

28. 金融機関が発行した社債は、金融機関がその金融債務を履行できない状況下で、関連当局による減損や転換（すなわち「ベイルイン」）のリスクにさらされる可能性がある。その結果、当該金融機関が発行した債券が減損（ゼロ）になり、株式もしくは代替的な所有権の手段に転換され、または債券の条件が変更される可能性がある。「ベイルイン」リスクとは、関係当局が、経営難に陥った銀行を救済するために、当該銀行の損失を吸収し、または、資本増強を図るために、債券保有者の権利を減損もしくは転換する権限を行使するリスクのことである。投資家は、関係当局が問題のある銀行を救済するために、これまでのように公的な資金援助に頼るのではなく、「ベイルイン」という手段を使う可能性が高いという事実に注意する必要がある。関係当局は現在、公的金融支援は、「ベイルイン」を含む他の破綻処理手段を評価し、そして実行可能な範囲で最大限に活用した後に、最後の手段としてのみ使用すべきであると考えている。金融機関のベイルインは、その金融機関の債券（場合によってはその他の証券も）の一部または全部の価値の低下をもたらす可能性が高く、また、ベイルインが発生した際にそのような有価証券を保有していたファンドも同様の影響を受ける。

信用リスク

29. 固定利付社債は、発行体が債務の元本および利息の支払いを履行できないリスク（信用リスク／債務不履行リスク）にさらされており、また、金利感応度、発行体の信用力に対する市場の認識および市場の一般的な流動性などの要因により価格が変動する可能性がある（市場リスク）。低格付けまたは無格付けの有価証券は、主に一般的な金利水準の動きに反応する高格付けの有価証券よりも、市場リスクおよび信用リスクに影響を与える動きに反応する可能性が高い。投資運用会社は、ファンドの投資判断を行う際に、信用リスクおよび市場リスクの両方を考慮する。債券価額は一般的に実質金利に反比例して変化するため、債券の売買取引のタイミングによっては、元本の増加または減少が生じる可能性がある。ファンドは高品質の信用商品に投資することがあるが、ファンドが投資する有価証券の発行体が信用不安に陥り、または当該有価証券等に投資した金額の一部もしくは全部が失われることがないという保証はない。また、ファンドは、取引相手方の信用リスクにさらされ、また、決済不履行のリスクを負う可能性もある。

発行体リスク

30. ファンドのパフォーマンスは、ファンドがエクスポージャーを持つ個々の有価証券のパフォーマンスに依存する。これらの有価証券の発行体のパフォーマンスが不振となり、その結果、その有価証券の価値が下落する可能性がある。業績不振は、経営判断の誤り、競争圧力、技術の変化、特許保護の失効、供給の途絶、労働問題若しくは労働力不足、企業再編、不正な開示またはその他の要因によって引き起こされる可能性がある。発行体は困難な状況において、または自らの裁量により、配当金の減額または廃止を決定する可能性があり、それが株価の下落を招く可能性がある。

集中リスク

31. ファンドのベンチマーク指数が特定の国、地域、産業、産業グループまたは部門に集中している場合、ファンドはそれらの有価証券のパフォーマンスから悪影響を受け、また、価格変動の影響を受ける可能性がある。さらに、単一の国、地域、産業、または国もしくは産業のグループに集中するファンドは、その国、地域、産業、または国もしくは産業のグループに影響を与える単一の経済、市場、政治、持続可能性に関連するまたは規制の発生に対してより影響を受けやすい可能性がある。ファンドは、より分散投資するファンドと比較して、より大きな価格変動の影響を受けやすい可能性がある。これにより、投資家の投資価値が損なわれるリスクが高くなる可能性がある。

一般的な経済・市場環境

32. ファンドの活動の成功は、金利、信用力、インフレ率、経済の不確実性、法律の変更（ファンドの投資に対する課税に関連する法律を含む。）、貿易障壁、為替管理ならびに国内および国際的な政治状況（戦争、テロ行為または治安維持活動を含む。）など、一般的な経済および市場の状況の影響を受ける。これらの要因は、証券価格の水準およびボラティリティならびにファンドの投資の流動性に影響を与える可能性がある。ボラティリティまたは流動性の低さは、ファンドの収益性を損ないまたは損失をもたらす可能性がある。ファンドは、金融市場のボラティリティのレベルによって悪影響を受ける可能性のある多額のトレーディング・ポジションを維持することがあり、ポジションが大きければ大きいほど、損失の可能性も大きくなる。

最近のマーケット・イベント

33. 2008年に始まった世界的な金融危機は、多くの有価証券の価値および流動性を著しく低下させ、また、市場にかつてないほどのボラティリティをもたらした。米国内外の様々な政治的、社会的および経済的な事象に対応して、市場のボラティリティが低下する期間が依然として存在し、また、今後も発生する可能性がある。このような状況は、多くの場合、価格変動の増大、流動性の低下、信用スプレッドの拡大および価格の透明性の欠如をもたらし、多くの証券は流動性が低く、また、価値が不確実なままである。このような市場環境は、ファンドの一部の有価証券の評価を不確実にし、および／またはファンドの保有資産の評価を急激かつ大幅に上昇または低下させるなど、ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。ファンドのポートフォリオの価値が大幅に下落した場合、ファンドが保有する未払いのレバレッジに対するアセット・カバレッジの水準に影響を与える可能性がある。

（中略）

自然もしくは人為的な災害ならびに疾病の蔓延の影響

34. 特定の地域は、自然災害や壊滅的な自然現象の影響を受ける危険性がある。特定の国では、インフラ、防災計画機関、災害対応および救援資源、自然災害に対する組織的な公的資金、ならびに自然災害の早期警報技術の整備が未熟であり、また、バランスが取れていない場合があることを考慮すると、自然災害による個々の投資先企業又は地域経済市場への影響は甚大なものとなる可能性がある。重要な通信手段、電力およびその他の動力源が復旧し、また、投資先企業の業務が再開されるまでに長期間を要する可能性がある。当該災害が発生した場合、ファンドの投資対象も危険にさらされる可能性がある。また、自然災害による将来の経済的影響の大きさもまた未知数であり、ファンドが特定の企業に投資することを遅らせる可能性があり、また、最終的にはそのような投資が完全にできなくなる可能性がある。

（中略）

政府介入リスク

35. 景気後退、経済の減速または金融市場の不安定さに対応して、政府および規制当局は、2007年から2008年にかけての世界金融危機に見られるように、緊縮財政や改革を実施することによって介入することを選択することがある。政府や規制当局による介入がうまくいくという保証はなく、社会不安を引き起こし、将来の成長および経済回復を制限し、または意図しない結果をもたらす可能性がある。さらに、政府や規制当局の介入は、時にその範囲および適用が不明確であり、混乱や不確実性をもたらし、それ自体が金融市場の効率的な機能を損なってきた。

（中略）

ユーロとユーロ圏のリスク

36. いくつかの国の国債の悪化は、より安定している他の国に伝播するリスクとともに、世界的な経済危機が深刻化させている。他のユーロ圏諸国が借入コストの上昇にさらされ、キプロス、ギリシャ、イタリア、アイルランド、スペインおよびポルトガルと同様の経済危機に直面する可能性があることが懸念されている。このような状況に加え、英国の国民投票により、欧州経済通貨同盟の安定性および全体的な地位に関する多くの不確実性が高まっており、また、その結果、ユーロ圏の構成が変化する可能性がある。1つまたは複数のユーロ圏諸国がユーロから離脱し、または離脱のリスクが生じると、1つまたは複数のユーロ圏諸国で自国通貨が再び導入され、または、より極端な状況ではユーロが完全に崩壊する可能性がある。これらの潜在的な展開またはこれらの問題および関連する問題に関する市場の認識は、ファンドの投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。ユーロ圏危機の最終的な結果を予測することは困難である。投資主は、ユーロ圏および欧州連合の変化がファンドの投資対象にどのような影響を及ぼすかを慎重に検討すべきである。

ブレグジットの潜在的な影響

37. 2020年1月31日、英国は正式にEUから離脱し、EU加盟国ではなくなった。英国とEUは現在、2020年12月31日までの移行期間（以下「移行期間」）に入っている。移行期間中、英国は適用されるEUの法律および規制に従う。

政治的、経済的および法的枠組みの交渉および実施は、移行期間を超えて行われる可能性がある、また、移行期間中およびそれ以降も、英国および欧州の広範な市場に継続的な不確実性と変動の時期をもたらす可能性がある。将来の関係の条件は、世界の金融市場に不確実性をもたらし、また、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

このような不確実性による変動は、市場の動き、英ポンドおよび／もしくはユーロの価値の潜在的な下落、ならびに英国国債の信用格付けの引き下げにより、ファンドおよびその投資のリターンに悪影響を及ぼす可能性がある。また、ファンドが賢明な通貨ヘッジ方針を執行することがより困難に、またはより高額になる可能性がある。

新興市場

38. 新興市場とは、一般的に、経済および／または資本市場の発展レベルが低く、株価や通貨の変動率が高い、貧しい国または後進国の市場を指す。新興市場の中には、政府が民間経済部門に大きな影響力を行使している国もあり、また、多くの新興国に存在する政治的および社会的な不確実性は特に大きい。また、新興国に共通するリスクとして、経済が輸出を中心としており、したがって、国際貿易に依存していることが挙げられる。また、一部の国では、負担の大きいインフラおよび不十分な金融システムの存在もリスクとなっており、気候変動によって悪化する可能性のある環境問題もまたリスクとなっている。

（中略）

ブラジルにおける投資

39. 2016年9月14日、ブラジル税務当局は規範的な指示1658/16を発行し、「低税率国」とみなされる国のリストを、キュラソー、セント・マーチンおよびアイルランドを含み、オランダ領アンティルおよびセントキッツ・ネイビスを除外するよう修正した。この変更は、2016年10月1日以降に適用された。その結果、ブラジルの証券には、ブラジルの譲渡所得税とおよび資本分配の利息にかかる源泉所得税の税率の引き上げが適用される。買戻しに関連するポートフォリオ取引の結果として算出される譲渡所得税は、「公課・費用」の定義に従って処理され、買戻しのために受け取る純収入を減少させる追加スプレッドが発生する可能性がある。買戻しに関連しないポートフォリオ取引（例：リバランス）の結果として発生するキャピタルゲイン税は、ファンドが負担する。

中華人民共和国（PRC）への投資について

（中略）

40. 中華人民共和国は世界最大のグローバル新興市場の一つである。計画経済からより市場志向の経済への移行期にある中華人民共和国の経済は、ほとんどの先進国の経済とは異なり、中華人民共和国への投資は先進国市場への投資に比べてより大きな損失のリスクにさらされる可能性がある。これは、特に、市場のボラティリティの高さ、取引量の少なさ、政治的および経済的な不安定さ、市場閉鎖のリスクの高さ、外国為替の管理の厳しさ、ならびに外国投資政策の制限が典型的な先進国市場よりも大きいことなどに起因する。中華人民共和国経済では、関連する国益に関わると認められる企業又は産業への投資を制限するなど、政府による実質的な介入が行われている可能性がある。また、中華人民共和国政府および規制当局は、取引制限を課すなどして金融市場に介入し、中華人民共和国証券の取引に影響を与える可能性がある。ファンドが投資する企業は、より先進的な市場の企業よりも低い情報開示、コーポレート・ガバナンス、会計および報告基準であることがある。さらに、ファンドが保有する有価証券の一部は、取引コストおよびその他のコストの上昇、外国人の所有権制限、源泉徴収税またはその他の税金の賦課の対象となり、または流動性の問題により当該有価証券を適切な価格で売却することが困難になる可能性がある。これらの要因は、ファンドの投資対象に予測できない影響を与え、また、ボラティリティを高め、その結果、ファンドの投資対象の価値が損なわれるリスクがある。さらに、市場介入は市場心理にマイナスの影響を与え、それがベンチマーク指数のパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに影響を与える可能性がある。
41. 中華人民共和国経済は、過去20年間に大幅かつ急速な成長を遂げてきた。しかし、このような成長は続くかもしれないし、または続かないかもしれない。また、中華人民共和国経済のさまざまな地域及び部門に均等に適用されない可能性がある。また、経済成長に伴い、高インフレの時期もあった。中華人民共和国政府は、インフレを抑制し、また、中華人民共和国経済の成長率を抑えるために、様々な施策を適宜実施してきた。さらに、中華人民共和国政府は中華人民共和国経済の発展のために、地方分権および市場原理の利用を実現するための経済改革を実施してきた。これらの改革により、著しい経済成長と社会的発展がもたらされた。しかし、中華人民共和国政府がこのような経済政策を継続して実施し、または実施したとしてもその政策が成功し続ける保証はない。このような経済政策の調整および変更は、中華人民共和国の証券市場に悪影響を及ぼし、そのため、ファンドのパフォーマンスにも影響を及ぼす可能性がある。これらの要因は、（中華人民共和国への投資の度合いに応じて）ファンドのボラティリティを高め、したがって、投資家の投資価値が損なわれるリスクを高める可能性がある。

ボンドコネクトによる中国銀行間債券市場への投資のリスクについて

42. ファンドは、その投資目的および方針に合致する場合、外国為替アクセス制度および／またはボンドコネクトを介して中国銀行間債券市場に投資することがある。

（中略）

ノースバウンド・トレーディング・リンクによる中国銀行間債券市場への投資について

ボンドコネクトは、中華人民共和国外国為替取引システムおよび全国銀行間資金調達センター（以下「中国外貨取引センター」という。）、中華人民共和国中央預託決済有限公司（以下「CDCC」という。）、上海クリアリングハウス（以下「SCH」という。）、ならびに香港証券取引所および中央マネーマーケットユニット（以下「CMU」という。）によって設立された、香港と中国本土間の債券市場への相互アクセスのために2017年7月に開始された新しい取組みである。

（中略）

ノースバウンド・トレーディング・リンクとは、中国銀行間債券市場で流通している債券について、適格外国投資家がボンドコネクトを通じて取引依頼を行うための、中国本土以外に設置され、また、中国外貨取引センターに接続された取引プラットフォームを指す。香港証券取引所および中国外貨取引センターは、海外の電子債券取引プラットフォームと協力して、中国外貨取引センターを通じて適格外国投資家と中国本土の承認されたオンショアディーラーとの間で直接取引ができるよう、電子取引サービスおよびプラットフォームを提供する。

（中略）

一方、ボンドコネクトの下で中国銀行間債券市場で取引される債券証券の決済および保管は、オフショアの預託代理人である中央マネーマーケットユニット、ならびに中国本土のオンショアの預託機関および清算機関である中華人民共和国中央預託決済公司および上海クリアリングハウスとの間の決済および保管リンクを通じて行われる。決済リンクでは、中国セントラルデポジトリ&クリアリングカンパニーリミテッドまたは上海証券取引所が、確定した取引のグロス決済をオンショアで行い、また、中央金融商品取引所ユニットが、その関連規則に基づいて、適格外国投資家に代わって中央金融商品取引所ユニットメンバーからの債券決済指示を処理する。2018年8月にボンドコネクトに関してDVP（Delivery versus Payment）決済が導入されて以来、現金と有価証券の移動がリアルタイムで同時に行われている。

中国本土の現行規制に従い、香港金融管理局に認められたオフショアの預託機関であるセントラル・マネーマーク・ユニットは、中華人民共和国人民銀行に認められたオンショアの預託機関（中華人民共和国証券預託決済公司および上海清算院）にオムニバスの名目保有口座を開設する。対象となる外国人投資家が取引した債券は、全て中央マネーマークユニットの名義で登録され、中央マネーマークユニットが当該債券を名義人として保有する。

43. 中国銀行間債券市場に関する固有のリスク

「中華人民共和国への投資」に関するリスクに加えて、中国銀行間債券市場に投資するファンドには、以下のような追加のリスクがある。

（中略）

中国銀行間債券市場でCMUを名目保有者として取引される債券の受益者としてのファンドの正確な性質と権利は、中華人民共和国の法律では十分に定義されていない。中華人民共和国の法律では、法的所有権および実質的所有権の明確な定義や区別がなく、中華人民共和国の裁判所では名目保有口座構造に関わる裁判例はほとんどなかった。中華人民共和国法の下でのファンドの権利および利益の正確な性質と執行方法も不明確である。

（中略）

ロシアへの投資

（中略）

44. 米国および欧州連合（EU）は、一定のロシアの発行体に対して、30日以上満期の新規債券または新規株式の取引または取扱いを禁止するなどの追加制裁を実施した。制裁が発動された日より前に発行されたファンドが保有する有価証券は、現在、制裁によるいかなる制限も受けていない。しかしながら、これらの制裁措置を遵守することにより、ファンドが影響を受ける有価証券または当該発行体の他の有価証券を購入、売却、保有、受領または交付する能力が損なわれる可能性がある。ファンドが制裁の対象となる、またはその他の影響を受ける証券（総称して「影響を受ける証券」）を保有することが非現実的もしくは非合法となった場合、またはファンドの投資運用会社が適切と判断した場合、影響を受ける証券に関して、現物での申込みおよび指示された現金での申込みが当該ファンドで利用できない可能性がある。

（中略）

45. ロシアの証券投資および規制に関する法律は、アドホックに作成されており、市場の発展に追いついていないため、解釈が曖昧であり、また、一貫性を欠きかつ恣意的な適用が行われている。適用される規制の監視と執行は初歩的なものである。
46. コーポレート・ガバナンスを規制するルールが存在せず、または未発達であるかのいずれかであり、少数投資主の保護がほとんどなされていない。
47. また、ロシア国内のサブ・カストディアンや証券保管機関にポートフォリオの有価証券や現金を預けていることに関連して、取引相手方・リスクがある。

（中略）

戦略の最適化

48. ファンドがベンチマーク指数を複製することは、現実的ではなく、またコスト的にも効率的ではない可能性がある。ファンドは、ベンチマーク・インデックスのパフォーマンスに連動するために最適化法を使用する場合があります。これについては前記「2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針」で説明している。最適化法には、ファンドのベンチマーク指数を構成する有価証券の一部（全てではない）を戦略的に選択すること、ファンドのベンチマーク指数の比率とは異なる比率で有価証券を保有すること、および／またはファンドのベンチマーク指数を構成する特定の有価証券のパフォーマンスに連動するために金融デリバティブ商品を使用することが含まれる。最適化を行うファンドは、潜在的にトラッキング・エラー・リスクの対象となる可能性があり、これは、リターンがそれぞれのベンチマーク指数のリターンと完全には一致しないリスクである。

通貨リスクー基準通貨

49. ファンドは、ファンドの基準通貨以外の通貨で表示された資産に投資することがある。基準通貨と資産が表示されている通貨との間の為替レートの変動は、基準通貨で表示された資産の価値を下落または上昇させる。ファンドは、通貨リスクをコントロールするために、ヘッジ目的で金融デリバティブ商品を含む技術および商品を利用することがある。しかし、ファンドのポートフォリオまたはポートフォリオ内の特定の資産に関する通貨リスクを完全に軽減することは不可能または実務的ではない。さらに、ファンドの投資方針に別段の記載がない限り、投資運用会社はファンド内の通貨リスクを軽減するよう努める義務はない。

通貨リスクー投資証券クラスの通貨

50. ファンドの一部の投資証券クラスは、ファンドの基準通貨以外の通貨で表示される場合がある。さらに、ファンドは基準通貨以外の通貨建ての資産に投資することがある。したがって、為替レートの変動は、ファンドの投資対象の価値に影響を与える可能性がある。

通貨ヘッジクラス

51. 通貨ヘッジクラスは、通貨ヘッジクラスの評価通貨とファンドの基準通貨との間または評価通貨に対する基礎となるポートフォリオの通貨エクスポージャーとの間の通貨変動リスクを低減または最小化するために、為替先渡契約およびスポット為替契約を利用する。通貨ヘッジクラスの評価通貨がヘッジ対象の通貨エクスポージャー（すなわち、ファンドの基準通貨または通貨ヘッジクラスの基礎となるポートフォリオの通貨エクスポージャーの構成証券の通貨）に対して一般的に強化されている状況では、通貨ヘッジはそのような通貨変動に対して関連する投資証券クラスの投資家を保護することができる。しかし、通貨ヘッジクラスの評価通貨がヘッジ対象の通貨エクスポージャーに対して一般的に弱くなっている場合、通貨ヘッジによって投資家がそのような通貨変動の恩恵を受けることができない可能性がある。投資家は、評価通貨に対する通貨ヘッジクラスの基準通貨またはポートフォリオの通貨エクスポージャーを構成する有価証券の通貨が上昇することによる潜在的な利益を放棄しても構わない場合にのみ、通貨ヘッジクラスに投資すべきである。通貨ヘッジは、通貨ヘッジクラスの通貨リスクを軽減する可能性が高いものの、通貨リスクを完全に排除することはできない。主要でない通貨の通貨ヘッジクラスは、関連する通貨市場のキャパシティが限られている可能性があり、その結果、通貨ヘッジクラスの通貨リスクおよび当該通貨ヘッジクラスのボラティリティを低減する能力が低下する可能性がある。

（中略）

申込みおよび買戻し用現金口座

52. 株式の発行に先立ってファンドに関して受領した申込金は、ファンドの名義で、アンブレラ現金口座またはファンド現金口座（該当する場合）に保管される。投資家は、投資証券が発行されるまでの間、申し込んだ金額に関してファンドの無担保債権者となり、投資証券が発行されるまでの間、ファンドの純資産価額の上昇またはその他の投資主の権利（配当金の権利を含む。）の恩恵を受けることはない。ファンドまたは本投資法人が倒産した場合、ファンドまたは本投資法人が無担保債権者に全額を支払うための十分な資金を有しているという保証はない。

（中略）

アンブレラ現金口座に関しては、本投資法人の他のファンドが倒産した場合、ファンドが権利を有するものの、アンブレラ現金口座の運用の結果として、当該他のファンドに移転した可能性のある口座の回復は、アイルランド信託法の原則およびアンブレラ現金口座の運用手続きの条件に従うことになる。このような口座の回復については、発効の遅れおよび／または紛争が発生する可能性があり、債務超過のファンドは、ファンドに支払うべき金額を返済するために十分な資金を有していない可能性がある。したがって、ファンドまたは本投資法人が当該口座を回復できる保証はない。さらに、そのような状況において、当該ファンドまたは本投資法人が無担保債権者に弁済するための十分な資金を有する保証もない。

サステナビリティ・リスク

53. サステナビリティ・リスクとは、環境、社会又はガバナンスに関する投資リスク（投資の期待リターンに対する重大な損失の発生確率または不確実性）を示す包括的な用語である。

（中略）

金融セクターの投資リスク

54. 金融分野の企業は、政府による規制、政府による介入および税金の増加にさらされており、これらは企業活動の範囲、維持しなければならない資本の額および収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。また、金融サービス分野は、金利の上昇および回収不能な債務の増加、資金調達力もしくは資産評価の低下、ならびにその他の関連市場の悪条件によっても悪影響を受ける可能性がある。信用市場の悪化は、信用市場および銀行間取引市場全般に悪影響を及ぼし、それにより広範な金融サービス機関および市場に影響を与えている。一部の金融サービス事業者は、政府から多額の資金を受け入れたり、または借り入れたりしなければならず、それによって事業に対する政府からの追加的な規制に直面しており、これが事業者の業績および価値に影響を与えている可能性がある。特に保険会社は、激しい価格競争にさらされ、その収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。不動産投資を行う企業は、不動産市場の状況の悪化、金利の動向、投資家心理、不動産の需要および供給の変化、コスト、住宅ローンの利用可能性、税金、ならびに環境法および計画法の影響により影響を受ける可能性がある。金融分野の企業が直面するリスクは、事業に大きな財務レバレッジを用いている企業に高い影響を与える可能性がある。

産業セクターの投資リスク

55. 産業セクターの企業は、その特定の製品もしくはサービスならびに産業セクターの製品全般に対する需要および供給の両方から影響を受ける可能性がある。政府の規制、労使関係、世界の出来事、経済状況および税金は、産業分野の企業の業績に影響を与える可能性がある。産業セクターの企業は、製造物責任賠償請求、環境破壊に対する賠償責任および為替レートの変動により悪影響を受ける可能性がある。また、産業セクターの企業は、予測不可能な要因によって影響を受けまたは特徴づけられる可能性のある商品価格の変化または傾向によっても悪影響を受ける可能性がある。製造業の企業は、技術の進歩についていく必要があるが、そうしないと製品の競争力が低下し、または陳腐化するリスクがある。産業セクターの構成要素である航空宇宙および防衛企業は、その製品およびサービスに対する政府の需要に大きく依存しており、特に政府が財政赤字の抑制および削減を求める圧力を強めていることから、政府の歳出政策によってその業績が大きく影響を受ける可能性がある。産業セクターのもう一つの構成要素である運輸会社は、循環的であり、また、政府の歳出政策によって大きな影響を受ける可能性がある。炭素集約度が高い企業または低炭素製品への移行に伴うスイッチングコストが高い企業または発行体は、気候変動リスクの影響をより受けやすい可能性がある。また、社会的およびガバナンス的要因のほか、ファンドの投資対象の価値が物理的な気候変動の悪影響を受けやすい地域に地理的に集中していることにより、ファンドの投資対象の価値への影響が大きくなる可能性がある。

（後略）

<訂正後>

a. リスク要因

（中略）

金利変動の影響とリスク

24. ファンドの純資産価額は、金利の変動に応じて変化する。為替レートの変動によって価値が独立して影響を受ける場合を除き、金利が低下すると債券の価格は上昇すると一般的に考えられる。逆に、金利が上昇すると債券の価格は下落すると一般的に考えられる。

指数追跡リスク

25. ファンド（ただし、エンハンスト・インデックス戦略であるブラックロック・ユーロ・クレジット・エンハンスト・インデックス・ファンドとブラックロック・ユーロ・ガバメント・エンハンスト・インデックス・ファンドを除く。）は、複製戦略によるか最適化戦略によるかを問わず、各ベンチマーク指数のパフォーマンスの追跡を目指す、ファンドが完全な追跡を達成する保証はなく、また、ファンドは、ファンドのリターンが各ベンチマーク指数のリターンを随時正確に追跡しないトラッキング・エラー・リスクにさらされる可能性がある。このトラッキング・エラーは、例えば、現地の市場取引の制限があること、小規模かつ流動性の低い構成銘柄であること、および／または、UCITS規則によりベンチマーク指数の構成銘柄に対するエクスポージャーが制限される場合など、ベンチマーク指数の正確な構成銘柄を保有することができないことにより生じることがある。

指数に関するリスク

26. ファンドの投資目的を達成するために、ファンドはベンチマーク指数のリターンを反映したリターンの達成を目指す（ただし、ブラックロック・ユーロ・クレジット・エンハンスト・インデックス・ファンドとブラックロック・ユーロ・ガバメント・エンハンスト・インデックス・ファンドは、関連する指数提供者が公表する各ファンドのベンチマーク指数のリターンを上回ることを目指したリターンの達成を目指す。）。指数提供者がベンチマーク指数を正確に編集し、またはベンチマーク指数が正確に決定、構成または計算される保証はない。指数提供者は、ベンチマーク指数が何を達成するように設計されているかについての説明を提供するが、指数提供者は、ベンチマーク指数に関するデータの品質、正確性または完全性に関して、何らかの保証も行い、または何らかの責任も負うものではなく、また、ベンチマーク指数が説明された指数メソロジーに沿ったものになることも保証しない。

（中略）

債券全般のリスク

27. 債券は、実際の信用度および認識された信用度の両方の指標に左右される。格付けされた証券もしくははその発行体の「格下げ」、またはファンダメンタル分析に基づかない不利な報道および投資家の認識は、特に取引の少ない市場において、当該有価証券の価値や流動性を低下させる可能性がある。特定の市場環境下では、このような有価証券への投資の流動性が低下し、その処分が困難になる可能性がある。

（中略）

債券の格下げのリスク

28. ファンドは投資適格債に投資することがあるが、債券が後に格下げされた場合、ディストレスト投資を回避するために保有し続けることがある。ファンドがそのような債券を保有する範囲では、返済の不履行のリスクが高まり、それはファンドの資本価値に影響を与えるリスクにつながる。投資家は、ファンドの利回りおよび／または元本価値が変動する可能性があることを認識する必要がある。

銀行社債

29. 金融機関が発行した社債は、金融機関がその金融債務を履行できない状況下で、関連当局による減損や転換（すなわち「ペイルイン」）のリスクにさらされる可能性がある。その結果、当該金融機関が発行した債券が減損（ゼロ）になり、株式もしくは代替的な所有権の手段に転換され、または債券の条件が変更される可能性がある。「ペイルイン」リスクとは、関係当局が、経営難に陥った銀行を救済するために、当該銀行の損失を吸収し、または、資本増強を図るために、債

券保有者の権利を減損もしくは転換する権限を行使するリスクのことである。投資家は、関係当局が問題のある銀行を救済するために、これまでのように公的な資金援助に頼るのではなく、「ベイルイン」という手段を使う可能性が高いという事実に注意する必要がある。関係当局は現在、公的金融支援は、「ベイルイン」を含む他の破綻処理手段を評価し、そして実行可能な範囲で最大限に活用した後に、最後の手段としてのみ使用すべきであると考えている。金融機関のベイルインは、その金融機関の債券（場合によってはその他の証券も）の一部または全部の価値の低下をもたらす可能性が高く、また、ベイルインが発生した際にそのような有価証券を保有していたファンドも同様の影響を受ける。

信用リスク

30. 固定利付社債は、発行体が債務の元本および利息の支払いを履行できないリスク（信用リスク／債務不履行リスク）にさらされており、また、金利感応度、発行体の信用力に対する市場の認識および市場の一般的な流動性などの要因により価格が変動する可能性がある（市場リスク）。低格付けまたは無格付けの有価証券は、主に一般的な金利水準の動きに反応する高格付けの有価証券よりも、市場リスクおよび信用リスクに影響を与える動きに反応する可能性が高い。投資運用会社は、ファンドの投資判断を行う際に、信用リスクおよび市場リスクの両方を考慮する。債券価額は一般的に実質金利に反比例して変化するため、債券の売買取引のタイミングによっては、元本の増加または減少が生じる可能性がある。ファンドは高品質の信用商品に投資することがあるが、ファンドが投資する有価証券の発行体が信用不安に陥り、または当該有価証券等に投資した金額の一部もしくは全部が失われることがないという保証はない。また、ファンドは、取引相手方の信用リスクにさらされ、また、決済不履行のリスクを負う可能性もある。

発行体リスク

31. ファンドのパフォーマンスは、ファンドがエクスポージャーを持つ個々の有価証券のパフォーマンスに依存する。これらの有価証券の発行体のパフォーマンスが不振となり、その結果、その有価証券の価値が下落する可能性がある。業績不振は、経営判断の誤り、競争圧力、技術の変化、特許保護の失効、供給の途絶、労働問題若しくは労働力不足、企業再編、不正な開示またはその他の要因によって引き起こされる可能性がある。発行体は困難な状況において、または自らの裁量により、配当金の減額または廃止を決定する可能性があり、それが株価の下落を招く可能性がある。

集中リスク

32. ファンドのベンチマーク指数が特定の国、地域、産業、産業グループまたは部門に集中している場合、ファンドはそれらの有価証券のパフォーマンスから悪影響を受け、また、価格変動の影響を受ける可能性がある。さらに、単一の国、地域、産業、または国もしくは産業のグループに集中するファンドは、その国、地域、産業、または国もしくは産業のグループに影響を与える単一の経済、市場、政治、持続可能性に関連するまたは規制の発生に対してより影響を受けやすい可能性がある。ファンドは、より分散投資するファンドと比較して、より大きな価格変動の影響を受けやすい可能性がある。これにより、投資家の投資価値が損なわれるリスクが高くなる可能性がある。

満期が近い債券の非流動性

33. 上記の債券の流動性リスクに加えて、満期が近い債券は流動性が低くなるリスクが存在する。かかる場合には、債券の売買時において公正価値を達成することがより困難となる可能性がある。

デュレーション・リスク

34. 債券に投資するファンドは、金利水準の変動によりその投資対象の価値が変動するリスクにさらされている。金利の上昇は、債券価格の下落をもたらす一方、金利の下落は、債券価格の上昇をもたらす。デュレーションは、金利の変動に対する債券の価格（元本の価値）の感応度の基準であり、年数で表示される。

一般的な経済・市場環境

35. ファンドの活動の成功は、金利、信用力、インフレ率、経済の不確実性、法律の変更（ファンドの投資に対する課税に関連する法律を含む。）、貿易障壁、為替管理ならびに国内および国際的な政治状況（戦争、テロ行為または治安維持活動を含む。）など、一般的な経済および市場の状況の影響を受ける。これらの要因は、証券価格の水準およびボラティリティならびにファンドの投資の流動性に影響を与える可能性がある。ボラティリティまたは流動性の低さは、ファンドの収益性を損ないまたは損失をもたらす可能性がある。ファンドは、金融市場のボラティリティのレベルによって悪影響を受ける可能性のある多額のトレーディング・ポジションを維持することがあり、ポジションが大きければ大きいほど、損失の可能性も大きくなる。

最近のマーケット・イベント

36. 米国内外の様々な政治的、社会的および経済的な事象に対応して、市場のボラティリティが低下する期間が発生する可能性がある。このような状況は、多くの場合、価格変動の増大、流動性の低下、信用スプレッドの拡大および価格の透明性の欠如をもたらし、多くの証券は流動性が低く、また、価値が不確実なままである。このような市場環境は、ファンドの一部の有価証券の評価を不確実にし、および／またはファンドの保有資産の評価を急激かつ大幅に上昇または低下させるなど、ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。ファンドのポートフォリオの価値が大幅に下落した場合、ファンドが保有する未払いのレバレッジに対するアセット・カバレッジの水準に影響を与える可能性がある。

（中略）

自然もしくは人為的な災害ならびに疾病の蔓延の影響

37. 特定の地域は、自然災害や壊滅的な自然現象の影響を受ける危険性がある。特定の国では、インフラ、防災計画機関、災害対応および救援資源、自然災害に対する組織的な公的資金、ならびに自然災害の早期警報技術の整備が未熟であり、また、バランスが取れていない場合があることを考慮すると、自然災害による個々の投資先企業又は地域経済市場への影響は甚大なものとなる可能性がある。重要な通信手段、電力およびその他の動力源が復旧し、また、投資先企業の業務が再開されるまでに長期間を要する可能性がある。当該災害が発生した場合、ファンドの投資対象も危険にさらされる可能性がある。また、自然災害による将来の経済的影響の大きさもまた未知数であり、ファンドが特定の企業に投資することを遅らせる可能性があり、また、最終的にはそのような投資が完全にできなくなる可能性がある。

（中略）

政府介入リスク

38. 景気後退、経済の減速または金融市場の不安定さに対応して、政府および規制当局は、2007年から2008年にかけての世界金融危機に見られるように、緊縮財政や改革を実施することによって介入することを選択することがある。政府や規制当局による介入がうまくいくという保証はなく、社会不安を引き起こし、将来の成長および経済回復を制限し、または意図しない結果をもたらす可能性がある。さらに、政府や規制当局の介入は、時にその範囲および適用が不明確であり、混乱や不確実性をもたらし、それ自体が金融市場の効率的な機能を損なってきた。

（中略）

ユーロとユーロ圏のリスク

39. いくつかの国の国債の悪化は、より安定している他の国に伝播するリスクとともに、世界的な経済危機が深刻化させている。他のユーロ圏諸国が借入コストの上昇にさらされ、キプロス、ギリシャ、イタリア、アイルランド、スペインおよびポルトガルと同様の経済危機に直面する可能性があることが懸念されている。このような状況に加え、英国の国民投票により、欧州経済通貨同盟の安定性および全体的な地位に関する多くの不確実性が高まっており、また、その結果、ユーロ圏の構成が変化する可能性がある。1つまたは複数のユーロ圏諸国がユーロから離脱し、または離脱のリスクが生じると、1つまたは複数のユーロ圏諸国で自国通貨が再び導入され、または、より極端な状況ではユーロが完全に崩壊する可能性がある。これらの潜在的な展開またはこれらの問題および関連する問題に関する市場の認識は、ファンドの投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。ユーロ圏危機の最終的な結果を予測することは困難である。投資主は、ユーロ圏および欧州連合の変化がファンドの投資対象にどのような影響を及ぼすかを慎重に検討すべきである。

ブレグジットの潜在的な影響

40. 2020年1月31日、連合王国（以下「英国」という。）は正式に欧州連合（以下「EU」という。）から離脱し、EU加盟国ではなくなった。これを受けて、英国は、2020年の残りの期間にわたって続いた移行期間に入り、移行期間中、英国は適用されるEUの法律および規制に従った。移行期間は2020年12月31日に満了し、EU法は今後は英国において適用されない。

2020年12月30日、英国およびEUは、EU英国貿易協力協定（以下「英国／EU貿易協定」という。）に署名した。これは、2021年1月1日から適用され、英国およびEU間の貿易に関する経済的および法的な枠組みの基礎を定めたものである。英国／EU貿易協定は、新しい法的枠組みであるため、英国／EU貿易協定の実施は、2021年内およびそれ以降も、英国およびより広域な欧州の市場の両方において、適用の不確実性および変動の時期をもたらすことがある。英国のEUからの離脱は、この貿易関係において、追加の貿易費用および混乱をもたらすことが予想されている。英国／EU貿易協定は、物品の自由貿易について定めているが、多くの例外に服する「最恵国」の規定とともに、サービスへの市場アクセスに関する一般的な約束のみを定めたものである。さらに、EUおよび英国の間における規制基準が分かれた場合に、将来においていずれかの当事者が貿易に関税を課す可能性がある。将来の関係の条件は、世界の金融市場に継続的な不確実性をもたらし、また、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

このような不確実性により生じる変動は、ファンドの投資対象のリターンが、市場の動き、英ポンドまたはユーロの価値の潜在的な下落、および英国または加盟国の国債の信用格付けの潜在的な引き下げにより影響を受けること、ならびに、ファンドが賢明な通貨ヘッジ方針を執行することがより高額になることを意味することがある。

新興市場

41. 新興市場とは、一般的に、経済および／または資本市場の発展レベルが低く、株価や通貨の変動率が高い、貧しい国または後進国の市場を指す。新興市場の中には、政府が民間経済部門に大きな影響力を行使している国もあり、また、多くの新興国に存在する政治的および社会的な不確実性は特に大きい。また、新興国に共通するリスクとして、経済が輸出を中心としており、したがって、国際貿易に依存していることが挙げられる。また、一部の国では、負担の大きいインフラおよび不十分な金融システムの存在もリスクとなっており、気候変動によって悪化する可能性のある環境問題もまたリスクとなっている。

（中略）

ブラジルにおける投資

42. 2016年9月14日、ブラジル税務当局は規範的な指示1658/16を発行し、「低税率国」とみなされる国のリストを、キュラソー、セント・マーチンおよびアイルランドを含み、オランダ領アンティルおよびセントキッツ・ネイビスを除外するよう修正した。この変更は、2016年10月1日以降に適用された。その結果、ブラジルの証券には、ブラジルの譲渡所得税とおよび資本分配の利息にかかる源泉所得税の税率の引き上げが適用される。買戻しに関連するポートフォリオ取引の結果として算出される譲渡所得税は、「公課・費用」の定義に従って処理され、買戻しのために受け取る純収入を減少させる追加スプレッドが発生する可能性がある。買戻しに関連しないポートフォリオ取引（例：リバランス）の結果として発生するキャピタルゲイン税は、ファンドが負担する。

中華人民共和国（PRC）への投資について

（中略）

43. 中華人民共和国は世界最大のグローバル新興市場の一つである。計画経済からより市場志向の経済への移行期にある中華人民共和国の経済は、ほとんどの先進国の経済とは異なり、中華人民共和国への投資は先進国市場への投資に比べてより大きな損失のリスクにさらされる可能性がある。これは、特に、市場のボラティリティの高さ、取引量の少なさ、政治的および経済的な不安定さ、市場閉鎖のリスクの高さ、外国為替の管理の厳しさ、ならびに外国投資政策の制限が典型的な先進国市場よりも大きいことなどに起因する。中華人民共和国経済では、関連する国益に関わると認められる企業又は産業への投資を制限するなど、政府による実質的な介入が行われている可能性がある。また、中華人民共和国政府および規制当局は、取引制限を課すなどして金融市場に介入し、中華人民共和国証券の取引に影響を与える可能性がある。ファンドが投資する企業は、より先進的な市場の企業よりも低い情報開示、コーポレート・ガバナンス、会計および報告基準であることがある。さらに、ファンドが保有する有価証券の一部は、取引コストおよびその他のコストの上昇、外国人の所有権制限、源泉徴収税またはその他の税金の賦課の対象となり、または流動性の問題により当該有価証券を適切な価格で売却することが困難になる可能性がある。これらの要因は、ファンドの投資対象に予測できない影響を与え、また、ボラティリティを高め、その結果、ファンドの投資対象の価値が損なわれるリスクがある。さらに、市場介入は市場心理にマイナスの影響を与え、それがベンチマーク指数のパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに影響を与える可能性がある。
44. 中華人民共和国経済は、過去20年間に大幅かつ急速な成長を遂げてきた。しかし、このような成長は続くかもしれないし、または続かないかもしれない。また、中華人民共和国経済のさまざまな地域及び部門に均等に適用されない可能性がある。また、経済成長に伴い、高インフレの時期もあった。中華人民共和国政府は、インフレを抑制し、また、中華人民共和国経済の成長率を抑えるために、様々な施策を適宜実施してきた。さらに、中華人民共和国政府は中華人民共和国経済の発展のために、地方分権および市場原理の利用を実現するための経済改革を実施してきた。これらの改革により、著しい経済成長と社会的発展がもたらされた。しかし、中華人民共和国政府がこのような経済政策を継続して実施し、または実施したとしてもその政策が成功し続ける保証はない。このような経済政策の調整および変更は、中華人民共和国の証券市場に悪影響を及ぼし、そのため、ファンドのパフォーマンスにも影響を及ぼす可能性がある。
- これらの要因は、（中華人民共和国への投資の度合いに応じて）ファンドのボラティリティを高め、したがって、投資家の投資価値が損なわれるリスクを高める可能性がある。

中国の政治的リスク

中国においてまたは中国に関連して発生する可能性のある政治的变化、社会不安および外交上の不利な動向は、資産の押収、没収税またはファンドのベンチマーク指数の構成銘柄の一部もしくは全部

の国有化を含む追加的な政府規制の賦課をもたらすことがある。投資家はまた、中国の政府および関連当局の方針の変更が、中国の証券市場およびファンドのベンチマーク指数との比較でファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼしうることにも留意すべきである。

中国の法制度

中国の法制度は、成文法および最高人民法院による解釈に基づいている。過去の判例は参照されることはあるが、先例としての価値は有しない。1979年以来、中国政府は、商法の包括的な制度を策定しており、外国投資、企業組織、企業統治、商業、課税および貿易などの経済的な事項を取り扱う法律および規則の導入において前進してきた。しかし、公表された判例および司法的解釈が限定的であることならびにそれらの非拘束性により、これらの規則の解釈および施行には重大な不確実性を伴う。当該規則は、中国証券監督管理委員会（CSRC）および国家外貨管理局に対し、その規則における各自の解釈により裁量権を行使する権限を付与しており、規制の適用において不確実性をもたらすことがある。

また、中国の法制度が発展するにつれて、中国の法律および規則、それらの解釈または施行の変更によっても、ファンドの中国本土での事業運営またはファンドの中国の有価証券を取得する能力に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

潜在的な市場ボラティリティ・リスク

投資家は、中国本土の債券が取引されている上海証券取引所および深圳証券取引所が発展段階にあることに留意すべきである。市場のボラティリティは、当該市場において取引されている有価証券の価格の大幅な変動をもたらすことがあり、ファンドの純資産価額に影響を及ぼすことになる。

中国の資産に関する中国の副保管会社に対する取引相手方リスク

ファンドが取得する中国本土の債券は、中国副保管会社により、その再委託先である現地中国副保管会社を通じて保有される。有価証券は、中国銀行間債券市場で取引される債券に関しては中国中央預託決済有限公司および／またはSCHにある証券口座を通じて、また、上海証券取引所および深圳証券取引所（関連する方）で取引される中国本土の債券に関しては中国証券登記結算有限責任公司にある証券口座を通じて、電子的形式で保有される。現金は、現地中国副保管会社との副保管契約に従い、現地中国副保管会社にある人民元現金口座に預金して保有される。さらに、中国におけるファンドのためのかかる証券口座および人民元現金口座は、関連する規則および規制に従い、「ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドーiシェアーズ中国人民元ボンド・インデックス・ファンド（IE）」の名義において保有される。

当該証券口座において保有される非現金資産は投資運用会社の資産とは分別されており、（実質的所有者としての）ファンドのみに帰属する一方で、将来、このポジションについて中国当局により異なる解釈がされる可能性がある。

現地中国副保管会社により所有される現金は、（銀行として）預金して所有され、実務上、分別されないものの、預金者としてのファンドに対して現地中国副保管会社が負う債務となる。当該現金は、現地中国副保管会社のその他の顧客に帰属する現金と混同される。現地中国副保管会社が支払不能に陥った場合、ファンドは、現地中国副保管会社において開設している現金口座に預託した現金に対していかなる優先権も有さず、ファンドは、現地中国副保管会社の無担保債権者となり、その他のすべての無担保債権者と同順位となる。ファンドは、当該債務の回収において困難に直面し、および／もしくは遅延に見舞われることがあり、または、当該債務を完全には回収できないか、もしくは全く回収できないことがあり、その場合、ファンドは現金の一部または全部を失うことになる。

現地の中国の規則に基づき、ファンドがRQFII制度に基づき中国における資産に投資する際にファンドのために中国における副保管会社として行為する法主体（特に、現地中国副保管会社）は、現地の

副保管業務を提供する銀行の標準的な義務の範囲を超え、かつ、世界的な保管業務を提供する世界の保管会社の範囲を超えた、RQFII保管会社としての一定の追加の義務を遂行することも要求される。例えば、当該義務には、ファンドのための取引の執行の際に当該情報に依拠する中国ブローカーに対する報告の提供および過誤取引の執行または決済を解決するための（中国ブローカーおよび投資運用会社との）過誤取引の是正手続の遂行が含まれる。また、中国の規則は、中国銀行間債券市場で取引される債券に投資するファンドのために中国における副保管会社として行為する法主体に対し、中国銀行間債券市場で取引される債券の取引を執行し、決済するための当該ファンドの銀行間債券決済代理人に任命されることを要求しているが、当該義務も副保管会社としての当該法主体の役割の範囲外である。現地中国副保管会社によって、副保管会社としての現地中国副保管会社の役割の範囲外である当該義務の遂行に過誤が発生した場合、保管受託銀行は、当該過誤についていかなる責任も負わず、ファンドは、（その他のサービス提供者の場合と同様に）現地中国副保管会社の側における当該過誤の結果として、損失を被るリスクを負う。

中国ブローカーに対する取引相手方リスク

投資運用会社は、中国の市場においてファンドのための取引を執行するための中国におけるブローカー（以下「中国ブローカー」という。）を選定する。

投資運用会社が深圳証券取引所および上海証券取引所のそれぞれにおけるファンドのための取引について、1名の中国ブローカーのみを任命する可能性があり、両方の取引所に関して同一のブローカーとなる可能性がある。中国の規則は、深圳証券取引所および上海証券取引所のそれぞれにおける取引に関してファンドのために3名までの中国ブローカーを任命することを許可しているが、実務上は、有価証券が当初購入された際と同一の中国ブローカーを通じて売却されなければならない中国の規制上の要件により、中国における各証券取引所に関して1名のみの中国ブローカーが任命される可能性が高い。何らかの理由により、投資運用会社が深圳証券取引所または上海証券取引所においてファンドのための取引を行うために選定した中国における関連するブローカーを用いることができない場合、投資運用会社は、ファンドのために関連する証券取引所で所有有価証券を購入すること（さらには売却すること）ができなくなり、これによりファンドの運営が悪影響を受け、ファンドの投資証券がその1口当たり純資産価格に対してプレミアム付きもしくは割引いて取引されるか、または、そのベンチマーク指数を追跡できなくなることがある。1名の中国ブローカーが任命されている場合、ファンドが支払う手数料は、市場において利用可能な最低手数料とならないことがある。しかし、投資運用会社は、中国ブローカーの選定において、手数料率の競争力、関連する注文の規模および執行基準などの要因を考慮するものとする。投資運用会社は、ファンドのための裏付けとなる中国本土の債券の全部または実質的に全部を中国銀行間債券市場で取引することを予定しているため、ファンドがこのリスクによって影響を受ける可能性は低い。

ファンドは、何らかの取引の執行もしくは決済または何らかの資金もしくは有価証券の移転における中国ブローカーの作為または不作為により損失を被ることがある。

ファンドは中国ブローカーの債務不履行、支払不能または資格剥奪により損失を被るリスクが存在する。当該事象において、ファンドは、当該中国ブローカーを通じた取引の執行について悪影響を受ける可能性がある。その結果、ファンドの純資産価額もまた悪影響を受ける可能性がある。中国ブローカーに対する本投資法人のリスクを軽減するため、投資運用会社は、選定された各中国ブローカーが評判の高い機関であることおよび信用リスクが本投資法人にとって容認できるものであることを確保するための特定の手続きを用いている。

中国の証券取引所において取引される有価証券の保管機関に対する取引相手方リスク

中国の証券取引所においてファンドが取得する有価証券は、中国における副保管会社により、上海証券取引所および深圳証券取引所（該当する方）において取引される中国本土の債券に関しては中国

証券登記結算有限責任公司にある証券口座を通じて、電子的形式で保有される。上海証券取引所および深圳証券取引所で取引される有価証券は、取引日に決済されるが、現金は、取引日プラス1で決済される。これは、有価証券の売却時に、有価証券がこれに対応する現金の移動の1営業日前に引き落とされることを意味する。その結果、ファンドは、ファンドが上海証券取引所および深圳証券取引所（該当する方）で取引される中国本土の債券に投資する限り、取引所における取引に関して、（中央決済参加者としての）中国証券登記結算有限責任公司に対するオーバーナイトの取引相手方リスクを負う。

取引停止、制限およびその他の混乱のリスク

ファンドの投資先となる全部または実質的に全部の中国本土の債券は、中国銀行間債券市場で取引される予定である。ただし、当該債券がファンドに関して上海および／または深圳証券取引所で取引される可能性もある。

中国証券の流動性は、上海証券取引所および／または深圳証券取引所によって随時課される特定の証券の一時的もしくは永久的停止によって、または特定の投資対象もしくは市場に関する規制上もしくは政府による介入の結果、影響を受ける。当該停止は、ファンドが関連する証券のポジションを取得または清算することを困難にすることがあり、これによりファンドの純資産価額にも影響を与え、ファンドのトラッキング・エラーを増加させ、ファンドを損失にさらすことがある。

上海証券取引所および深圳証券取引所は、現在、1取引日の間で認められる中国証券の（上下双方の）価格変動額の10%に設定された1日の値幅制限を適用している。証券が一の証券取引所において「ストップ高」または「ストップ安」を引き起こした場合、その取引日の残りの期間、当該証券取引所における当該証券の取引が停止される。1日の値幅制限は値動きのみを参照し、関連する制限の範囲内での取引を制限するものではない。さらに、上海証券取引所および／または深圳証券取引所に上場している会社は、証券取引所における自社の証券の取引を中止（すなわち自発的に停止）することもできる。特定の中国証券に対して、または特定の時期において、取引所において流動性の高い市場が存在する保証はない。ファンドが保有する中国証券に課される制限は、ファンドが関連する中国証券に投資するまたは関連する中国証券のポジションを清算する能力を制限する可能性があり、これはファンドの純資産価額に影響を与え、トラッキング・エラーを増加させることがある。

ファンドが保有する特定の中国本土の証券の取引が停止された場合（中国証券取引所によるものか発行体による自発的なものかを問わない。）、ファンドは、買戻しに応じるために、停止された証券を売却することはできない。当該状況において、ファンドは、買戻しに応じるために、停止されていない証券をより大きな割合で売却する可能性が高い。同様に、当該状況において、ファンドは、申込みに応じるために停止された証券を購入することができず、申込みに応じるために停止されていない証券をより大きな割合で購入する可能性も高い。当該停止の継続は、特に買戻しが申込みを上回る場合または下回る場合において、ファンドの投資ポートフォリオがベンチマーク指数の構成銘柄および比率からのさらなる乖離を引き起こすことがある。これにより、ファンドのトラッキング・エラー・リスク、すなわちファンドのパフォーマンスがベンチマーク指数のパフォーマンスから乖離するリスクを増加させることがある。

ファンドの投資対象および／またはベンチマーク指数の構成銘柄の大部分が制限または停止されている場合、ファンドは、取締役の単独の裁量において、英文目論見書に従って、純資産価額の決定ならびにファンドの投資証券の発行および買戻しを停止することができる。さらに、停止されている証券の終値または買呼値（該当する方）が、これらの公正価値を反映していないと管理会社が判断する場合または価格が入手できない場合、価格は、英文目論見書に従い、当該証券の見込まれる換金価格に基づいて、取締役または取締役により任命され、その目的のために保管受託銀行により承認された適切な者または会社により、慎重かつ誠実に計算される。ファンドの投資証券の発行および買戻しの

一時的な停止により、ファンドの投資証券が、取引を許可されている証券取引所において、純資産価額に対して大幅なプレミアム付きまたは割り引きにより取引されることになることがある。

中国銀行間債券市場におけるファンドの中国本土の債券の取引は、中国外国為替取引システム（CFETS）に大きく依拠する。CFETSにおける混乱事由は、中国銀行間債券市場におけるファンドの取引を遅延され、またはその他の形でファンドの取引に影響を与えることがあり、これによりファンドのトラッキング・エラーを増加させることがある。

人民元の送金および本国送金

人民元の本国送金は現在、ロックアップ規制または事前の規制上の承認の対象ではない。ただし、中国本土の人民元の国外移動には制限がある（詳細は「オンショア対オフショア人民元リスク」と題するリスク要因を参照のこと）。ただし、中国の規則および規制が変更されない保証または本国送金制限が将来課されない保証はない。課された本国送金制限は、ファンドの買戻請求に応じる能力に悪影響を及ぼすことがある。

本書の日付時点において、中国人民銀行（香港）有限公司（以下「中国人民銀行」という。）は、香港におけるオフショア人民元の唯一の決済銀行である。中国への人民元資金の送金および中国からの人民元資金の本国送金は、その目的のために中国人民銀行が開発したオペレーション・システムおよび手続きに依拠しており、本投資法人の支配の及ばない送金および／または本国送金の遅延がない保証はない。ファンドは、中国へのおよび中国からの人民元の必要な送金を適切に行う保管受託銀行および現地中国副保管銀行にも依拠している。ファンドの現金の中国へのまたは中国からの送金および／または本国送金の遅延または制限は、ベンチマーク指数を効果的に追跡するために必要な裏付けとなる証券を購入するファンドの能力に影響を及ぼし、これによりトラッキング・エラーの水準が高まる可能性がある。当該遅延または制限はまた、申込みに関連して必要な裏付けとなる証券をすべて購入するファンドの能力を遅延または制限し、買戻請求に関連してファンドが現金を本国送金する能力に影響を与える可能性がある。当該遅延または制限から結果として生じる市場リスクは、支払申込金および受取買戻金に影響を及ぼすことがある。

本投資法人が支払期日が到来している買戻しの支払いを行うために必要な資金を本国送金することができない場合または買戻しに必要な金銭の移動に困難が生じている場合もしくは困難が予想される場合、ファンドは、取締役の単独の裁量により、英文目論見書に従い、純資産価額の決定およびファンドの投資証券の発行および買戻しを停止することができる。

オンショア対オフショア人民元リスク

オンショア人民元は、中国の公式通貨であり、中国の個人、行政、企業間のあらゆる金融取引の表示通貨である。香港は、中国本土以外で人民元預金の積立が認められた最初の法域である。2010年6月以降、人民元のオフショア市場は、公式に取引され、香港金融管理局およびPBOCによって共同規制されている。オンショア人民元（以下「CNY」という。）およびオフショア人民元（以下「CNH」という。）は同一通貨である一方、これらが取引される中国本土の市場およびオフショア市場は、大部分が別々で独立しており、一方の市場から他方の市場への通貨の移動は非常に制限されている。CNYおよびCNHは、異なるレートで取引されており、動きが同方向ではないことがある。これは、CNYおよびCNHが別々の法域で活動しており、これによってそれぞれの需給条件が分離され、別々ではあるが関連する通貨市場が生じることによる。近年、CNHに対する需要が高まった結果、CNHは、多くの場合、CNYに対してプレミアム価格で取引されてきた。ファンドの投資対象はCNHおよびCNYの両方で保有されるため、ファンドはCNHとCNY間の為替レートの差ならびにCNHからCNYへの換算およびCNYからCNHへの換算に関連する外国為替取引コストにさらされることがある。

中国政府による通貨換金の管理および為替レートの将来の変動

中国の現在の外国為替規制によって中国政府による外国為替管理は減少したものの、中国政府は引き続き中国本土での外国通貨の交換を規制している。中国の法律では、中国の証券取引はすべて人民元で決済することが義務付けられており、外国通貨の送金に大きな制限を設けている。中国政府が現在の外国為替政策を継続する保証はなく、中国政府が人民元から外貨への自由な換金をいつ認めるかの保証はない。

ファンドは、人民元建ての中国本土の債券に投資するが、とりわけ中国本土の債券の購入を決済するために人民元を中国に送金することが義務付けられている。中国の様々な会社は人民元で収益を得ているが、材料の輸入、外貨建債務の返済、輸入機器の購入および中国本土以外で上場された株式（例えば、中国H株、香港株（H株）または米国株（N株））に関して宣言された現金配当の支払いを含め、外国通貨に関する要件が課されている。

中国の現在の外国為替規制により、貿易およびサービス関連の外国為替取引ならびに配当の支払いを含む、経常収支に基づく取引に対する政府の外国為替規制が大幅に減少した。しかし、投資運用会社は、中国政府が現在の為替政策を継続するか否か、または中国政府が人民元の外貨への自由な換金をいつ認めるかを予測することはできない。

現在の外国為替取引は、引き続き重大な外国為替管理の対象となっており、SAFEの承認が必要である。1994年以降、人民元の米ドルへの換金は、前日の中国銀行間外国為替市場レートに基づいて日々設定される中国人民銀行が設定したレートに基づいて行われている。人民元と米ドルの為替レートが、将来安定する保証はない。為替レートの変動はファンドの純資産価額に悪影響を及ぼすことがある。人民元の米ドルへの換金および米ドルの人民元への換金はSAFEの承認が必要であり、換算レートは市場の需給に基づいて、また通貨バスケットを参照して、人民元の価値が規制された範囲内で変動することを可能にする制限付き変動相場制に基づいている。人民元の為替レートが将来、米ドルまたはその他のいかなる外国通貨に対しても大きく変動しない保証はない。

送金遅滞

ファンドが将来解散し、終了する場合、ファンドは、清算代金の支払いのために、中国からの中国における資産の本国送金に先立ち、納税証明を取得するよう要求される可能性があるリスクがある。当該納税証明の取得遅滞は、ファンドが投資家への清算代金の支払能力に関し、遅滞を生じさせることがある。

中国本土の債券の流動性リスク

中国本土の債券に関する流動性の高い取引市場の存在は、中国本土の債券に対する即座に利用可能な供給およびこれに対応する需要があるか否かに依拠することがある。中国本土の債券がリバランス活動その他の際にファンドによって売買される価格およびファンドの純資産価額は、中国本土の債券の取引市場が限定されている場合または存在しない場合、悪影響を受けることがある。投資家は、中国本土の債券が取引されている中国銀行間債券市場ならびに上海証券取引所および深圳証券取引所が継続的發展段階にあり、これらの証券取引所の時価総額および取引高が、より発展した金融市場を下回っていることに留意すべきである。中国本土の債券市場における市場のボラティリティおよび決済の困難性は、当該市場で取引される証券の価格に大きな変動をもたらし、その結果、ファンドの純資産価額のボラティリティを増大させる可能性がある。

最低信用格付けの不存在

ベンチマーク指数は、組み入れる人民元建債券に最低信用格付け要件を課しておらず、債務不履行がない限り、信用格付けに関わらず、当該債券を組み入れる。中国またはベンチマーク指数を構成する債券が投資不適格に格下げされた場合、ベンチマーク指数は格下げにかかわらず当該債券を保有し続ける。ファンドは、同様に、当該非投資適格債券がファンドのベンチマーク指数の一部を構成しな

くなるまで、およびポジションを清算することが可能かつ実行性があると投資運用会社が判断するまで、当該投資不適格債券を保有し続ける。ベンチマーク指数を構成する債券のいずれかが準投資適格に格付けされているか、または無格付けであるが準投資適格債券と同等の品質であると判断された場合、これらは、満期が類似するより高格付けの債券よりもボラティリティが高くなる可能性が高い。また、当該債券は、より高格付けの債券よりも高い水準の信用リスクまたは債務不履行リスクにさらされることがあり、より高格付けの債券よりも、市場リスクおよび信用リスクに影響を与える発展に反応する可能性が高い。当該債券の価格は、景気後退または金利上昇期等の経済全般の状況によって悪影響を受けることがあり、流動性が低く、有利な時期または価格での売却がより困難な場合がある。

追加的な外国為替リスク

ファンドのベンチマーク指数の構成銘柄は、指数提供者によってCNYで評価される。ファンドが確定利付証券をCNYで購入できるようになるまで、ファンドは確定利付証券をCNHで購入するが、米ドル／CNYと米ドル／CNHとの間の為替レート差が、関連する市場に適用される租税公課・手数料に含まれる。

RQFII制度に基づき投資するファンド固有のリスク

指数追跡リスク－RQFII制度

ファンドのリターンは、様々な理由、例えば、投資運用会社のRQFII免許の撤回、終了またはその他の無効化、RQFII（投資運用会社を含む。）が中国の一定の発行体の国内の証券を随時取得する能力について中国の法令により課されている投資制限、証券取引所または中国の発行体が随時課す一定の証券の一時的または永久的停止、投資先市場の流動性、課税の影響、ファンドのベンチマーク指数のリターンを反映する投資運用会社の能力に影響を与える可能性のある中国の規制変更および外国為替コストによってベンチマーク指数のリターンから乖離することがある。

RQFII制度の一般的なリスク

RQFIIによる人民元の本国送金は、現在、1日1回認められており、現在はロックアップ規制または事前の当局の承認の対象ではない。したがって、当該投資規制の適用および解釈は、比較的検証されておらず、中国当局および規制当局が当該投資規制に広い裁量を与えられているためにどのように適用されるかの確証はなく、当該裁量が現在または将来どのように行使される可能性についての前例または確実性はない。RQFII制度の今後の発展を予測することは不可能である。ファンドの現金に関して課される本国送金に関するあらゆる制限は、買戻請求に応じるファンドの能力に悪影響を及ぼすことがある。投資運用会社がRQFIIの地位を喪失する可能性を含め、RQFII制度の全般的な変更は、投資運用会社のRQFII免許を通じてファンドが中国本土の債券に直接投資する能力に影響を及ぼすことがある。さらに、RQFIIの取引規模は相対的に大きく、これは、市場の流動性の低下および重大なボラティリティに対するエクスポージャー・リスクが高まることを意味し、証券の取得または処分の時期ならびに価格設定に悪影響を及ぼす可能性がある。

RQFII免許

ファンドがRQFII制度に基づき中国本土の債券に投資することができるか否かは、投資運用会社が自らのRQFII免許を維持する能力に左右され、投資運用会社がRQFIIの地位を喪失した場合に影響を受ける可能性がある。投資運用会社がそのRQFII免許を喪失するか、投資運用会社がRQFII制度を利用できなくなるといった規制変更がなされる場合、ファンドは、追加の中国本土の債券またはその他の中国におけるオンショア商品を取得できなくなることがあり、また、ファンドが投資証券の追加申込みを受け付けられなくなることによって、投資証券が取引を認められる証券取引所において、1口当たり

純資産価格に対して多額のプレミアム付または割り引いた価格で取引されることがある（ただし、ファンドがボンド・コネクトを通じて投資することができる場合を除く。）。当該状況において、ファンドにとってその投資目的を達成することはより困難となり、ファンドは中国本土の債券に対する追加のエクスポージャーを間接的に得る必要が生じる可能性があり、これによりベンチマーク指数と比較して、ファンドひいてはその投資証券の保有者に対し、正または負のパフォーマンスへの影響が生じることとなりうる。当該事象において、ファンドは、ボンド・コネクトを通じて、および／または投資手法を用いて、そのベンチマーク指数の構成銘柄ではないがベンチマーク指数のリターンと同様のエクスポージャーを提供する証券その他の商品に投資することがある。かかる商品には、オフショア先物、中国で設立され香港で上場する企業の株式、同様のエクスポージャーを提供しうる他の取引所で取引されるファンド、または未決済スワップ契約（取引相手方がファンドに特定のエクスポージャー、すなわちベンチマーク指数のリターンを、手数料と引換えに提供することに同意する契約）が含まれることで、トラッキング・エラー・リスクがより高く、ファンドおよびその投資証券の保有者に対し正または負のパフォーマンスの影響を及ぼすこととなりうる。

中国の法制度-RQFII制度に基づき投資するファンド

RQFII保管契約は、（RQFII制度を利用して中国内の資産に投資するファンドに関する関連あるRQFII免許保持者としての）投資運用会社が、中国副保管会社および現地中国副保管会社とRQFII規則の要件を満たすために締結される必要があるが、中国法に準拠しているため、当該契約の適用および執行に関して不確定性が存在する。

RQFII制度に基づく規則および制限は、一般的に、単にファンドが行う投資に適用されるのではなく、投資運用会社全体に対して適用される。中国の規制当局は、投資運用会社、中国副保管会社または現地中国副保管会社が当該規則または制限のいずれかの規定に違反した場合に規制上の制裁措置を講じる権限が付与されている。いかなる違反も、投資運用会社全体に関する規制上の制裁措置を引き起こすおそれがあり、ファンドが行う投資に悪影響を及ぼすことがある。

RQFIIに対する投資制限のリスク

投資家は、関連ある中国の法令により、投資運用会社を含むRQFIIが特定の中国の発行体の中国本土の債券を随時取得する能力を制限することがある点に留意すべきである。かかる事態は、数々の状況下で発生することがあり、（i）RQFIIが中国の上場発行体の総株式資本の10%の投資を合計で行っている場合（投資がファンドを含む数々の異なる最終顧客のためのものであるという事実にかかわらず。）や、（ii）すべてのQFIIおよびRQFII（ファンドに何らかの形で関連するか否かを問わない。）の中国国内の債券に対する投資総額が、すでに中国の上場発行体の総株式資本の30%に相当する場合等である。これらの制限を超えた場合、関連あるQFIIおよびRQFIIは、関連ある要件を遵守するため、中国本土の債券を処分するよう要求され、また（ii）に関して、各QFIIまたはRQFIIは、関連ある中国本土の債券を「後入先出し」で処分する。

中国は、中国における証券の外国保有に関する追加的な制限または規制を導入する可能性があり、これによりファンドの流動性およびパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。当該制限および規制は、ファンドがベンチマーク指数の関連する構成比率に従ってベンチマーク指数の一または複数の構成銘柄を取得する能力を制限することがあるため、ファンドがベンチマーク指数のパフォーマンスを密接に追跡する能力に影響を与えることがある。

ボンドコネクトによる中国銀行間債券市場への投資のリスクについて

45. ファンドは、その投資目的および方針に合致する場合、外国為替アクセス制度および／またはボンドコネクトを介して中国銀行間債券市場に投資することがある。

（中略）

ノースバウンド・トレーディング・リンクによる中国銀行間債券市場への投資について

ボンドコネクトは、中華人民共和国外国為替取引システムおよび全国銀行間資金調達センター（以下「中国外貨取引センター」という。）、中華人民共和国中央預託決済有限公司（以下「CDCC」という。）、SCH、ならびに香港取引所・清算リミテッドおよび中央マネーマーケットユニット（以下「CMU」という。）によって設立された、香港と中国本土間の債券市場への相互アクセスのために2017年7月に開始された新しい取組みである。

（中略）

ノースバウンド・トレーディング・リンクとは、中国銀行間債券市場で流通している債券について、適格外国投資家がボンドコネクトを通じて取引依頼を行うための、中国本土以外に設置され、また、中国外貨取引センターに接続された取引プラットフォームを指す。香港取引所・清算リミテッドおよび中国外貨取引センターは、海外の電子債券取引プラットフォームと協力して、中国外貨取引センターを通じて適格外国投資家と中国本土の承認されたオンショアディーラーとの間で直接取引ができるよう、電子取引サービスおよびプラットフォームを提供する。

（中略）

一方、ボンドコネクトの下で中国銀行間債券市場で取引される債券証券の決済および保管は、オフショアの預託代理人であるCMU、ならびに中国本土のオンショアの預託機関および清算機関であるCDCCおよびSCHとの間の決済および保管リンクを通じて行われる。決済リンクでは、CDCCまたはSCHが、確定した取引のグロス決済をオンショアで行い、また、CMUが、その関連規則に基づいて、適格外国投資家に代わってCMUメンバーからの債券決済指示を処理する。2018年8月にボンドコネクトに関してDVP（Delivery versus Payment）決済が導入されて以来、現金と有価証券の移動がリアルタイムで同時に行われている。

中国本土の現行規制に従い、香港金融管理局に認められたオフショアの預託機関であるCMUは、中国人民銀行に認められたオンショアの預託機関（CDCCおよびSCH）にオムニバスの名目保有口座を開設する。対象となる外国人投資家が取引した債券は、全てCMU名義で登録され、CMUが当該債券を名義人として保有する。

46. 中国銀行間債券市場に関する固有のリスク

「中華人民共和国への投資」に関するリスクに加えて、中国銀行間債券市場に投資するファンドには、以下のような追加のリスクがある。

（中略）

中国銀行間債券市場でCMUを名目保有者として取引される債券の受益者としてのファンドの正確な性質と権利は、中華人民共和国の法律では十分に定義されていない。中華人民共和国の法律では、法的所有権および実質的所有権の明確な定義や区別がなく、中華人民共和国の裁判所では名目保有口座構造に関わる裁判例はほとんどなかった。中華人民共和国法の下でのファンドの権利および利益の正確な性質と執行方法も不明確である。CMUが香港において清算手続の対象となる稀有な事態が発生した場合、中国銀行間債券市場で取引される債券が、ファンドが実質的所有者として保有しているのか、または債権者に対する一般的な分配が可能なCMUの一般的資産の一部として保有されているのか、紛争が生じるリスクがある。

（中略）

ロシアへの投資

（中略）

47. 米国および欧州連合（EU）は、一定のロシアの発行体に対して、30日以上満期の新規債券または新規株式の取引または取扱いを禁止するなどの追加制裁を実施した。制裁が発動された日より前に発行されたファンドが保有する有価証券は、現在、制裁によるいかなる制限も受けていない。しかしながら、これらの制裁措置を遵守することにより、ファンドが影響を受ける有価証券

または当該発行体の他の有価証券を購入、売却、保有、受領または交付する能力が損なわれる可能性がある。ファンドが制裁の対象となる、またはその他の影響を受ける証券（総称して「影響を受ける証券」）を保有することが非現実的もしくは非合法となった場合、またはファンドの投資運用会社が適切と判断した場合、影響を受ける証券に関して、現物での申込みおよび指示された現金での申込みが当該ファンドで利用できない可能性がある。

（中略）

48. ロシアの証券投資および規制に関する法律は、アドホックに作成されており、市場の発展に追いついていないため、解釈が曖昧であり、また、一貫性を欠きかつ恣意的な適用が行われている。適用される規制の監視と執行は初歩的なものである。
49. コーポレート・ガバナンスを規制するルールが存在せず、または未発達であるかのいずれかであり、少数投資主の保護がほとんどなされていない。
50. また、ロシア国内のサブ・カストディアンや証券保管機関にポートフォリオの有価証券や現金を預けていることに関連して、取引相手方・リスクがある。

（中略）

戦略の最適化

51. ファンドがベンチマーク指数を複製することは、現実的ではなく、またコスト的にも効率的ではない可能性がある。ファンドは、ベンチマーク・インデックスのパフォーマンスに連動するために最適化法を使用する場合があり、これについては前記「2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針」で説明している。最適化法には、ファンドのベンチマーク指数を構成する有価証券の一部（全てではない）を戦略的に選択すること、ファンドのベンチマーク指数の比率とは異なる比率で有価証券を保有すること、および／またはファンドのベンチマーク指数を構成する特定の有価証券のパフォーマンスに連動するために金融デリバティブ商品を使用することが含まれる。最適化を行うファンドは、潜在的にトラッキング・エラー・リスクの対象となる可能性があり、これは、リターンがそれぞれのベンチマーク指数のリターンと完全には一致しないリスクである。

通貨リスクー基準通貨

52. ファンドは、ファンドの基準通貨以外の通貨で表示された資産に投資することがある。基準通貨と資産が表示されている通貨との間の為替レートの変動は、基準通貨で表示された資産の価値を下落または上昇させる。ファンドは、通貨リスクをコントロールするために、ヘッジ目的で金融デリバティブ商品を含む技術および商品を利用することがある。しかし、ファンドのポートフォリオまたはポートフォリオ内の特定の資産に関する通貨リスクを完全に軽減することは不可能または実務的ではない。さらに、ファンドの投資方針に別段の記載がない限り、投資運用会社はファンド内の通貨リスクを軽減するよう努める義務はない。

通貨リスクー投資証券クラスの通貨

53. ファンドの一部の投資証券クラスは、ファンドの基準通貨以外の通貨で表示される場合がある。さらに、ファンドは基準通貨以外の通貨建ての資産に投資することがある。したがって、為替レートの変動は、ファンドの投資対象の価値に影響を与える可能性がある。

通貨ヘッジクラス

54. 通貨ヘッジクラスは、通貨ヘッジクラスの評価通貨とファンドの基準通貨との間または評価通貨に対する基礎となるポートフォリオの通貨エクスポージャーとの間の通貨変動リスクを低減または最小化するために、為替先渡契約およびスポット為替契約を利用する。通貨ヘッジクラスの評価通貨がヘッジ対象の通貨エクスポージャー（すなわち、ファンドの基準通貨または通貨ヘッジ

クラスの基礎となるポートフォリオの通貨エクスポージャーの構成証券の通貨）に対して一般的に強化されている状況では、通貨ヘッジはそのような通貨変動に対して関連する投資証券クラスの投資家を保護することができる。しかし、通貨ヘッジクラスの評価通貨がヘッジ対象の通貨エクスポージャーに対して一般的に弱くなっている場合、通貨ヘッジによって投資家がそのような通貨変動の恩恵を受けることができない可能性がある。投資家は、評価通貨に対する通貨ヘッジクラスの基準通貨またはポートフォリオの通貨エクスポージャーを構成する有価証券の通貨が上昇することによる潜在的な利益を放棄しても構わない場合にのみ、通貨ヘッジクラスに投資すべきである。通貨ヘッジは、通貨ヘッジクラスの通貨リスクを軽減する可能性が高いものの、通貨リスクを完全に排除することはできない。主要でない通貨の通貨ヘッジクラスは、関連する通貨市場のキャパシティが限られている可能性があり、その結果、通貨ヘッジクラスの通貨リスクおよび当該通貨ヘッジクラスのボラティリティを低減する能力が低下する可能性がある。

（中略）

申込みおよび買戻し用現金口座

55. 株式の発行に先立ってファンドに関して受領した申込金は、ファンドの名義で、アンブレラ現金口座またはファンド現金口座（該当する場合）に保管される。投資家は、投資証券が発行されるまでの間、申し込んだ金額に関してファンドの無担保債権者となり、投資証券が発行されるまでの間、ファンドの純資産価額の上昇またはその他の投資主の権利（配当金の権利を含む。）の恩恵を受けることはない。ファンドまたは本投資法人が倒産した場合、ファンドまたは本投資法人が無担保債権者に全額を支払うための十分な資金を有しているという保証はない。

（中略）

アンブレラ現金口座に関しては、本投資法人の他のファンドが倒産した場合、ファンドが権利を有するものの、アンブレラ現金口座の運用の結果として、当該他のファンドに移転した可能性のある口座の回復は、アイルランド信託法の原則およびアンブレラ現金口座の運用手続きの条件に従うことになる。このような口座の回復については、発効の遅れおよび／または紛争が発生する可能性があり、債務超過のファンドは、ファンドに支払うべき金額を返済するために十分な資金を有していない可能性がある。したがって、ファンドまたは本投資法人が当該口座を回復できる保証はない。さらに、そのような状況において、当該ファンドまたは本投資法人が無担保債権者に弁済するための十分な資金を有する保証もない。

ソブリン債

56. ソブリン債とは、政府またはその当局および系列機関（以下それぞれを「政府機関」という。）が発行または保証する債券（確定利付証券を含む。）をいう。ソブリン債への投資には、一定のリスクを伴うことがある。ソブリン債の弁済を管理する政府機関は、元本および／または利息の支払期限到来時に、当該ソブリン債の条件に従って弁済を行うことができないか、または弁済をしない場合がある。支払期限の到来した元本および利息を適時に弁済する政府機関の意思または能力に影響を及ぼすものは、とりわけ、そのキャッシュ・フローの状況、外貨準備金の程度、支払期限日時点で十分な外国為替を入手可能であるか否か、財政全体に対する債券利息支払いの負担の相対的な規模、政府機関の国際的金融機関に対する方針、共通金融政策に含められることにより政府機関に課される制約、または政府機関が対象となるその他の制約である。政府機関は、その債券に係る未払元本および未払利息を減らす上で、外国政府、多国間機関およびその他の外国機関から予定される支払いに依存していることもある。かかる政府、当局等による当該支払いの約束は、政府機関による経済再建の実施および／または経済的成果ならびに当該債務者の債務に係る適時の利息支払いを条件とされる場合がある。当該再建が行われず、当該水準の経済的成果が達成されず、または支払期限到来時に元本・利息の弁済が行われないことにより、かかる第三者による政府機関に対する資金貸付けの約束が取り消される可能性があり、これにより当該債

務者が適時に自己の債務の利息の支払能力または支払意思がさらに毀損されることがある。その結果、政府機関は、そのソブリン債につき債務不履行に陥ることがある。ファンドを含むソブリン債の保有者は、当該債券の繰延べへの参加や、政府機関へのさらなる貸付けを要請される場合がある。ソブリン債保有者はソブリン発行体に関する追加の制約により影響を及ぼされることもあり、かかる制約には（i）影響を受けるファンドの同意なく、（例えば、ソブリン発行体が一方的に講じる法的措置および／または貸付人の特定過半数によりなされる決定に従って）当該債券の条件変更（未払元本および利息の減少または弁済期間の繰延べを含む。）が行われること、および（ii）弁済不履行または遅滞の場合にソブリン発行体に対し利用可能な法的償還請求権が限定的であること（例えば、政府機関が債務不履行に陥ったソブリン債を回復させることができる破産手続が存在しない場合があること）が含まれる。

複製戦略

57. 複製戦略を用いるファンドは、それぞれのベンチマーク指数内のすべての発行体の確定利付証券を、当該発行体のベンチマーク指数における比重と同様の割合で保有することを意図している。ただし、かかるファンドは、それぞれのベンチマーク指数における全債券銘柄を保有しなかったり（例えば、特定の債券銘柄の流動性が低い場合）、ベンチマーク指数内の発行体のベンチマーク指数にない債券銘柄（ただし、ベンチマーク指数における債券銘柄と同様のパフォーマンスおよび相応のリスク・プロファイルのもの）を保有したりすることがある。保有する債券銘柄が少なく、ファンドの各ベンチマーク指数に比べ、当該債券銘柄への集中度が高まる可能性がある。少数の債券銘柄の保有およびベンチマーク指数にない債券銘柄の保有により、かかるファンドのトラッキング・エラー・リスク（保有債券のリターンが、各ベンチマーク指数のリターンを正確に追跡しないリスク）を潜在的に増加することがある。

サステナビリティ・リスク

58. サステナビリティ・リスクとは、環境、社会又はガバナンスに関する投資リスク（投資の期待リターンに対する重大な損失の発生確率または不確実性）を示す包括的な用語である。

（中略）

金融セクターの投資リスク

59. 金融分野の企業は、政府による規制、政府による介入および税金の増加にさらされており、これらは企業活動の範囲、維持しなければならない資本の額および収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。また、金融サービス分野は、金利の上昇および回収不能な債務の増加、資金調達力もしくは資産評価の低下、ならびにその他の関連市場の悪条件によっても悪影響を受ける可能性がある。信用市場の悪化は、信用市場および銀行間取引市場全般に悪影響を及ぼし、それにより広範な金融サービス機関および市場に影響を与えている。一部の金融サービス事業者は、政府から多額の資金を受け入れたり、または借り入れたりしなければならず、それによって事業に対する政府からの追加的な規制に直面しており、これが事業者の業績および価値に影響を与えている可能性がある。特に保険会社は、激しい価格競争にさらされ、その収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。不動産投資を行う企業は、不動産市場の状況の悪化、金利の動向、投資家心理、不動産の需要および供給の変化、コスト、住宅ローンの利用可能性、税金、ならびに環境法および計画法の影響により影響を受ける可能性がある。金融分野の企業が直面するリスクは、事業に大きな財務レバレッジを用いている企業に高い影響を与える可能性がある。

産業セクターの投資リスク

60. 産業セクターの企業は、その特定の製品もしくはサービスならびに産業セクターの製品全般に対する需要および供給の両方から影響を受ける可能性がある。政府の規制、労使関係、世界の出来

事、経済状況および税金は、産業分野の企業の業績に影響を与える可能性がある。産業セクターの企業は、製造物責任賠償請求、環境破壊に対する賠償責任および為替レートの変動により悪影響を受ける可能性がある。また、産業セクターの企業は、予測不可能な要因によって影響を受けまたは特徴づけられる可能性のある商品価格の変化または傾向によっても悪影響を受ける可能性がある。製造業の企業は、技術の進歩についていく必要があるが、そうしないと製品の競争力が低下し、または陳腐化するリスクがある。産業セクターの構成要素である航空宇宙および防衛企業は、その製品およびサービスに対する政府の需要に大きく依存しており、特に政府が財政赤字の抑制および削減を求める圧力を強めていることから、政府の歳出政策によってその業績が大きく影響を受ける可能性がある。産業セクターのもう一つの構成要素である運輸会社は、循環的であり、また、政府の歳出政策によって大きな影響を受ける可能性がある。炭素集約度が高い企業または低炭素製品への移行に伴うスイッチングコストが高い企業または発行体は、気候変動リスクの影響をより受けやすい可能性がある。また、社会的およびガバナンス的要因のほか、ファンドの投資対象の価値が物理的な気候変動の悪影響を受けやすい地域に地理的に集中していることにより、ファンドの投資対象の価値への影響が大きくなる可能性がある。

（後略）

4 手数料等及び税金

（3）管理報酬等

<訂正前>

a. 管理報酬

管理会社は、機関投資家用投資証券クラス、クラスD投資証券およびクラスQ投資証券に帰属するファンドの純資産価額に対し年率0.15%、または投資証券クラスが為替ヘッジされている場合は0.35%をそれぞれ上限とする管理報酬（以下「管理報酬」という。）を請求する権利を有する。ただし、以下の表に定める場合を除く。

（後略）

<訂正後>

a. 管理報酬

管理会社は、機関投資家用投資証券クラス、クラスD投資証券、クラスQ投資証券およびクラスS投資証券に帰属するファンドの純資産価額に対し年率0.15%、または投資証券クラスが為替ヘッジされている場合は0.35%をそれぞれ上限とする管理報酬（以下「管理報酬」という。）を請求する権利を有する。ただし、以下の表に定める場合を除く。

（後略）

（4）その他の手数料等

<訂正前>

設立費用

（中略）

iシェアーズ・グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・インデックス・ファンド（米ドルヘッジ）、iシェアーズ・ユーロ・ガバメント・インフレーション・リンクド・ボンド・インデックス・ファンド、iシェアーズ・ウルトラ・ハイクオリティ・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド、iシェアーズ・エマージング・マーケット・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド、iシェアーズ・エマージング・マーケット・ローカル・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンドおよびiシェアーズ・グローバル・アグリゲート・1－5年・ボンド・インデックス・ファンドの場合、これらのファンドの設立に関する報酬および費用（ファンドそれぞれにつき40,000ユーロ

を超えないものとする。)は、これらのファンドが負担しており、これらのファンドの投資証券が最初に発行された日から6か月後に開始するファンドの最初の5事業年度にわたって償却される。iシェアーズ・ユーロ・インベストメント・グレード・コーポレート・ボンド・インデックス・ファンド、iシェアーズ・1－3年・グローバル・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド、iシェアーズ・グリーン・ボンド・インデックス・ファンド、iシェアーズ・ESGスクリーンド・ユーロ・コーポレート・ボンド・インデックス・ファンドおよびiシェアーズ・ESGスクリーンド・グローバル・コーポレート・ボンド・インデックス・ファンドの場合、これらのファンドの設立に関する報酬および費用（ファンドそれぞれにつき15,000ユーロを超えないものとする。）は、これらのファンドが負担しており、当該ファンドの投資証券が最初に発行された日から6か月後に開始するファンドの最初の5事業年度にわたって償却される。

（後略）

<訂正後>

設立費用

（中略）

iシェアーズ・グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・インデックス・ファンド（米ドルヘッジ）、iシェアーズ・ユーロ・ガバメント・インフレーション・リンクド・ボンド・インデックス・ファンド、iシェアーズ・ウルトラ・ハイクオリティ・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド、iシェアーズ・エマージング・マーケット・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド、iシェアーズ・エマージング・マーケット・ローカル・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド、iシェアーズ・グローバル・アグリゲート・1－5年・ボンド・インデックス・ファンド、iシェアーズ中国人民元ボンド・インデックス・ファンド、iシェアーズ・ESGスクリーンド・ショート・デュレーション・グローバル・コーポレート・ボンド・インデックス・ファンドおよびiシェアーズ・ESGエマージング・マーケット・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンドの場合、これらのファンドの設立に関する報酬および費用（ファンドそれぞれにつき40,000ユーロを超えないものとする。）は、これらのファンドが負担しており、これらのファンドの投資証券が最初に発行された日から6か月後に開始するファンドの最初の5事業年度にわたって償却される。iシェアーズ・ユーロ・インベストメント・グレード・コーポレート・ボンド・インデックス・ファンド、iシェアーズ・1－3年・グローバル・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド、iシェアーズ・グリーン・ボンド・インデックス・ファンド、iシェアーズ・ESGスクリーンド・ユーロ・コーポレート・ボンド・インデックス・ファンドおよびiシェアーズ・ESGスクリーンド・グローバル・コーポレート・ボンド・インデックス・ファンドの場合、これらのファンドの設立に関する報酬および費用（ファンドそれぞれにつき15,000ユーロを超えないものとする。）は、これらのファンドが負担しており、当該ファンドの投資証券が最初に発行された日から6か月後に開始するファンドの最初の5事業年度にわたって償却される。

（後略）

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

① 日本の投資主に対する課税

本書の日付現在、ファンドのクラスD米ドルヘッジ投資証券はユーロネクスト・ダブリンへの上場を予定しており、ファンドのクラスD米ドルヘッジ投資証券が上場した場合には、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

① 日本の投資主に対する課税

本書の日付現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

5 運用状況

（3）運用実績

<訂正前>

①純資産等の推移

（中略）

iシェアーズ・グリーンボンド・インデックス・ファンドのクラスD米ドルヘッジ投資証券は、2021年7月15日頃までに上場する予定である。

（後略）

<訂正後>

①純資産等の推移

（中略）

iシェアーズ・グリーンボンド・インデックス・ファンドのクラスD米ドルヘッジ投資証券は、2021年8月26日にユーロネクスト・ダブリンに上場した。

（後略）

第三部 外国投資法人の詳細情報

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

（i）海外における申込手続等

（中略）

支払期限

ファンドの申込みに関する支払金は、関連する取引日の翌3営業日目までに受領されなければならない。契約書が発行されない、または発行が遅延していることにより、関連する取引日の翌3営業日目までに申込金を支払わなければならない申込者の義務が影響を受けることはない。清算済みの申込金の全額を当該時まで受領しなかった場合（および資金の清算が行われなかった場合、）、管理会社は、割り当てを取り消すことができ、および／または申込者に対し、英国銀行協会により設定されるロンドン銀行間取引金利（LIBOR）の7日間物のレートに2%を上乗せした金利を請求することができる（かかる請求額は、管理会社に支払われるものとする。）。管理会社は、かかる請求額の全額または一部を放棄することができる。また、管理会社は、かかる請求額を支払うために、申込者の本投資法人のいずれかのファンドの投資証券の持分のすべてまたは一部を売却する権利を有する。

（後略）

<訂正後>

（i）海外における申込手続等

（中略）

支払期限

ファンドの申込みに関する支払金は、関連する取引日の翌3営業日目までに受領されなければならない。契約書が発行されない、または発行が遅延していることにより、関連する取引日の翌3営業日目までに申込金を支払わなければならない申込者の義務が影響を受けることはない。清算済みの申込金の全額を当該時まで受領しなかった場合（および資金の清算が行われなかった場合、）、管理会社は、割り当てを取り消すことができ、および／または申込者に対し、英国銀行協会により設定されるポンド翌日物平均金利（SONIA）に2%を上乗せした金利を請求することができる（かかる請求額は、管理会社に支払われるものとする。）。管理会社は、かかる請求額の全額または一部を放棄することができる。また、管理会社は、かかる請求額を支払うために、申込者の本投資法人のいずれかのファンドの投資証券の持分のすべてまたは一部を売却する権利を有する。

（後略）

別紙 I

交付目論見書の概要

<訂正前>

(前略)

リスク要因	一般的なリスク、公課・費用の不足リスク、課税リスク、投資先集団投資スキームへの投資リスク、限定的な運用実績リスク、金利変動の影響リスク、指数に関するリスク、債券全般のリスク、債券の格下げリスク、銀行社債リスク、信用リスク、発行体リスク、集中リスク、一般的な経済・市場環境リスク、最近のマーケット・イベント・リスク、自然もしくは人為的な災害ならびに疾病の蔓延の影響リスク、政府介入リスク、ユーロとユーロ圏のリスク、ブレグジットの潜在的な影響リスク、新興市場リスク、ブラジルにおける投資リスク、中華人民共和国（PRC）への投資リスク（ボンドコネクトによる中国銀行間債券市場への投資リスク、中国銀行間債券市場に関する固有リスク、ボラティリティと流動性リスク、規制リスク、ボンドコネクトのシステム障害リスク、人民元の通貨リスク、税務リスク）、ロシアへの投資リスク、戦略の最適化リスク、通貨リスク（基軸通貨）、通貨リスク（投資証券クラスの通貨）、通貨ヘッジクラス・リスク、申込みおよび買戻し用現金口座リスク、サステナビリティ・リスク、金融セクターの投資リスク、産業セクターの投資リスク等
(中略)	
課税関係	<u>ファンドの投資証券は外国金融商品取引市場への上場を予定しており、ファンドの投資証券が上場した場合には、</u> ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

リスク要因	一般的なリスク、公課・費用の不足リスク、課税リスク、投資先集団投資スキームへの投資リスク、限定的な運用実績リスク、金利変動の影響リスク、<u>指数追跡リスク</u>、<u>指数に関するリスク</u>、<u>債券全般のリスク</u>、<u>債券の格下げリスク</u>、<u>銀行社債リスク</u>、<u>信用リスク</u>、<u>発行体リスク</u>、<u>集中リスク</u>、<u>満期が近い債券の非流動性リスク</u>、<u>デュレーション・リスク</u>、<u>一般的な経済・市場環境リスク</u>、<u>最近のマーケット・イベント・リスク</u>、<u>自然もしくは人為的な災害ならびに疾病の蔓延の影響リスク</u>、<u>政府介入リスク</u>、<u>ユーロとユーロ圏のリスク</u>、<u>ブレグジットの潜在的な影響リスク</u>、<u>新興市場リスク</u>、<u>ブラジルにおける投資リスク</u>、<u>中華人民共和国（PRC）への投資リスク</u>（<u>中国の政治的リスク</u>、<u>中国の法制度のリスク</u>、<u>潜在的な市場ボラティリティ・リスク</u>、<u>中国の資産に関する中国の副保管会社に対する取引相手方リスク</u>、<u>中国ブローカーに対する取引相手方リスク</u>、<u>中国の証券取引所において取引される有価証券の保管機関に対する取引相手方リスク</u>、<u>取引停止・制限およびその他の混乱のリスク</u>、<u>人民元の送金および本国送金のリスク</u>、<u>オンショア対オフショア人民元リスク</u>、<u>中国政府による通貨換金の管理および為替レート</u>の将来の変動リスク、<u>送金遅滞リスク</u>、<u>中国本土の債券の流動性リスク</u>、<u>最低信用格付けの不存在のリスク</u>、<u>追加的な外国為替リスク</u>、<u>RQFII制度に基づき投資するファンド固有のリスク</u>、<u>指数追跡リスク-RQFII制度</u>、<u>RQFII制度の一般的なリスク</u>、<u>RQFII免許のリスク</u>、<u>中国の法制度（RQFII制度）に基づき投資するファンドのリスク</u>、<u>RQFIIに対する投資制限のリスク</u>、<u>ボンドコネクトによる中国銀行間債券市場への投資リスク</u>、<u>中国銀行間債券市場に関する固有リスク</u>、<u>ボラティリティと流動性リスク</u>、<u>規制リスク</u>、<u>ボンドコネクトのシステム障害リスク</u>、<u>人民元の通貨リスク</u>、<u>税務リスク</u>）、<u>ロシアへの投資リスク</u>、<u>戦略の最適化リスク</u>、<u>通貨リスク（基軸通貨）</u>、<u>通貨リスク（投資証券クラスの通貨）</u>、<u>通貨ヘッジクラス・リスク</u>、<u>申込みおよび買戻し用現金口座リスク</u>、<u>ソブリン債リスク</u>、<u>複製戦略リスク</u>、<u>サステナビリティ・リスク</u>、<u>金融セクターの投資リスク</u>、<u>産業セクターの投資リスク等</u>
（中略）	
課税関係	ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなります。

（後略）

別紙A

定義

<訂正前>

(前略)

「無分配型投資証券クラス」

英文目論見書に記載される投資証券クラスのリストにおいて「無分配型クラス」として指定されているいずれかのクラスの投資証券で、その収益およびその他の利益が累積され、投資主のために再投資されるものをいう。

(中略)

「中央銀行UCITS規則」

2013年中央銀行（監督および執行）法（第48条（1））（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）2019年規則（随時改正される。）およびそれに基づき公表される指針をいう。

「中国外貨取引センター」

中国外貨取引センターおよび国家資金調達センターをいう。

「顧客契約」

投資運用会社または関連会社と投資家との間の契約をいう。これに基づき、投資家は、自らを代理して投資運用業務または助言業務を実施する投資運用会社または当該関連会社を任命している。

「本投資法人」

ブラックロック・フィクスト・インカム・ダブリン・ファンズ plcをいう。

「通貨ヘッジクラス」

その名称に「ヘッジ」という用語が組み込まれており、かつ、英文目論見書において定められる投資証券クラス、および純資産レベル・ヘッジまたはポートフォリオ・レベル・ヘッジ（かかる用語は英文目論見書に解説されている。）のいずれかを利用するファンドの基準通貨と同一または別個の指定通貨のファンドの投資証券のその他のクラスをいう。

(中略)

「分配型投資証券クラス」

英文目論見書に記載される投資証券クラスのリストにおいて「分配型クラス」として指定されているクラスの投資証券のうち、その分配が宣言される予定のものをいう。

(中略)

「クラスD投資証券」

英文目論見書に記載される投資証券クラスのリストにおいて、その名称に「D」の文字が記載されているいずれかのクラスの投資証券をいう。管理会社の裁量に従い（現地の規制を考慮した上で）、クラスD投資証券は、独立投資助言業務または投資一任運用業務の提供者またはその他の販売業者のうち、（i）MIFID IIによって定義される投資業務および投資活動の提供者ならびに（ii）提供される業務および活動に関して、クライアントと別途手数料に関する取決めを締結している者ならびに（iii）これらの業務および活動に関連して、関連するファンドからその他の料金、割戻金または支払いを受領しない者を対象としている。クラスD投資証券は、分配型および無分配型のクラスとして設定できる。

（中略）

「フレキシブル投資証券クラス」

英文目論見書に記載される投資証券クラスのリストにおいて「フレキシブルクラス」として指定されているいずれかのクラスの投資証券のうち、投資主が顧客契約を締結しなければならないものをいう。

（中略）

「香港証券取引所」

香港証券取引所をいう。

「英国所得・法人税法」

（英国）1988年所得・法人税法をいう。

「機関投資家用投資証券クラス」

英文目論見書に記載される投資証券クラスのリストにおいて「機関投資家用クラス」として指定されているいずれかのクラスの投資証券をいう。

（中略）

「重要事項説明書」

UCITS規則に従い、各ファンドに関して発行される重要事項説明書（中央銀行UCITS規則に従って随時改訂される。）をいう。

「管理会社」

アイルランドにおいて設立された有限責任会社であるブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドをいう。

（中略）

「中華人民共和国」

中華人民共和国をいう。

「英文目論見書」

中央銀行の要件に従って随時改訂される本書（文脈上要求または示唆される場合は、その追補または補遺を伴う）。

「適格保有者」

（i）最初に顧客契約を締結することなくフレキシブル投資証券クラスの投資証券を取得する者、企業もしくは法主体、（ii）米国人、（iii）ERISAプランの対象者、（iv）カナダ居住者、（v）自らに適用されるか、本投資法人に適用されるか、その他であるかを問わず、法令に違反することなく投資証券を取得もしくは保有することができないか、または（個人的に保有するか同様の状況下にある他の投資主と共に保有するかを問わず、）投資証券を保有することにより、本投資法人に対して、本投資法人が本来は負担しなかったはずの税金を支払う責任を負わせるかもしくは金銭的な不利益を被らせることとなる可能性があるか、またはいずれかの法域の法律（1933年証券法、1940年投資会社法または商品取引所法を含むが、これらに限られない。）に基づき、本投資法人がいずれかの有価証券のクラスの登録を要求されることとなるかもしくはその登録を行うこととなるその他の者、企業もしくは法主体または（vi）上記（i）から（v）に記載される者、企業もしくは法主体の保管受託銀行、名目保有者もしくは譲受人以外の者、企業もしくは法主体をいう。

（中略）

「サステナブル・ファイナンス開示規則」

EUサステナブル・ファイナンス開示規則（規則（EU）2019／2088）をいう。

「投資証券」

参加投資証券として指定されている本投資法人における無額面投資証券をいう。

（中略）

「追補英文目論見書」

英文目論見書の追補である旨が表記されている本投資法人によって発行される文書（もしあれば）をいう。

「英ポンド」

英国の法定通貨をいう。

（後略）

<訂正後>

(前略)

「無分配型投資証券クラス」

関連する投資証券クラスの名称のリストにおいて「無分配型」として指定されているいずれかのクラスの投資証券で、その収益およびその他の利益が累積され、投資主のために再投資されるものをいう。

(中略)

「中央銀行UCITS規則」

2013年中央銀行（監督および執行）法（第48条（1））（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）2019年規則（随時改正される。）およびそれに基づき公表される指針をいう。

「CDC」

中国中央預託決済有限公司をいう。

「中国外貨取引センター」

中国外貨取引センターおよび国家資金調達センターをいう。

「人民元」または「CNY」

中華人民共和国の法定通貨をいう。

「中国銀行間債券市場」

中国銀行間債券市場をいう。

「顧客契約」

投資運用会社または関連会社と投資家との間の契約をいう。これに基づき、投資家は、自らを代理して投資運用業務または助言業務を実施する投資運用会社または当該関連会社を任命している。

「CSDCC」

中国証券登記結算有限責任公司をいう。

「中国証券監督管理委員会」

中国証券監督管理委員会をいう。

「本投資法人」

ブラックロック・フィクスト・インカム・ダブリン・ファンズ plcをいう。

「通貨ヘッジクラス」

その名称に「ヘッジ」という用語が組み込まれており、かつ、投資証券クラス、および純資産レベル・ヘッジまたはポートフォリオ・レベル・ヘッジ（かかる用語は英文目論見書に解説されている。）のいずれかを利用するファンドの基準通貨と同一または別個の指定通貨のファンドの投資証券のその他のクラスをいう。

(中略)

「分配型投資証券クラス」

関連する投資証券クラスの名称において「分配型」として指定されているクラスの投資証券のうち、その分配が宣言される予定のものをいう。

(中略)

「クラスD投資証券」

投資証券クラスの名称に「D」の文字が記載されているいずれかのクラスの投資証券をいう。管理会社の裁量に従い（現地の規制を考慮した上で）、クラスD投資証券は、独立投資助言業務または投資一任運用業務の提供者またはその他の販売業者のうち、（i）MIFID IIによって定義される投資業務および投資活動の提供者ならびに（ii）提供される業務および活動に関して、クライアントと別途手数料に関する取決めを締結している者ならびに（iii）これらの業務および活動に関連して、関連するファンドからその他の料金、割戻金または支払いを受領しない者を対象としている。クラスD投資証券は、分配型および無分配型のクラスとして設定できる。

（中略）

「フレキシブル投資証券クラス」

投資証券クラスの名称において「フレキシブル」として指定されているいずれかのクラスの投資証券のうち、投資主が顧客契約を締結しなければならないものをいう。

（中略）

「香港取引所・清算リミテッド」

香港取引所・清算リミテッドをいう。

「HKSCC」

香港証券清算有限責任公司をいう。

「英国所得・法人税法」

（英国）1988年所得・法人税法をいう。

「機関投資家用投資証券クラス」

投資証券クラスの名称において「機関投資家用」として指定されているいずれかのクラスの投資証券をいう。

（中略）

「重要事項説明書」

UCITS規則に従い、各ファンドに関して発行される重要事項説明書（中央銀行UCITS規則に従って随時改訂される。）をいう。

「現地中国副保管会社」

中国副保管会社によって中華人民共和国における中国ファンドの資産について保管業務を提供するための再委託先として任命された中国HSBC銀行またはその他の者をいう。

「管理会社」

アイルランドにおいて設立された有限責任会社であるブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドをいう。

（中略）

「中華人民共和国」

中華人民共和国をいう。

「中国副保管会社」

中華人民共和国における資産について中国ファンドの副保管会社として任命された香港上海銀行またはその他の者をいう。

「英文目論見書」

中央銀行の要件に従って随時改訂される本書（文脈上要求または示唆される場合は、その追補または補遺を伴う）。

「クラスQ投資証券」

投資証券クラスの名称に「Q」の文字が記載されているいずれかのクラスの投資証券をいう。

「適格保有者」

（i）最初に顧客契約を締結することなくフレキシブル投資証券クラスの投資証券を取得する者、企業もしくは法主体、（ii）米国人、（iii）ERISAプランの対象者、（iv）カナダ居住者、（v）自らに適用されるか、本投資法人に適用されるか、その他であるかを問わず、法令に違反することなく投資証券を取得もしくは保有することができないか、または（個人的に保有するか同様の状況下にある他の投資主と共に保有するかを問わず、）投資証券を保有することにより、本投資法人に対して、本投資法人が本来は負担しなかったはずの税金を支払う責任を負わせるかもしくは金銭的な不利益を被らせることとなる可能性があるか、またはいずれかの法域の法律（1933年証券法、1940年投資会社法または商品取引所法を含むが、これらに限られない。）に基づき、本投資法人がいずれかの有価証券のクラスの登録を要求されることとなるかもしくはその登録を行うこととなるその他の者、企業もしくは法主体または（vi）上記（i）から（v）に記載される者、企業もしくは法主体の保管受託銀行、名目保有者もしくは譲受人以外の者、企業もしくは法主体をいう。

（中略）

「サステナブル・ファイナンス開示規則」

EUサステナブル・ファイナンス開示規則（規則（EU）2019／2088）をいう。

「人民元」

中華人民共和国（中国）の法定通貨である人民元をいう。

「RQFII」

人民元適格外国機関投資家をいう。

「RQFII保管契約」

投資運用会社、中国副保管会社および現地中国副保管会社の間で締結される契約をいい、中国副保管会社が、現地中国副保管会社を通じて、RQFII規則に従ってRQFII制度を通じて取得される中国ファンドの資産の、中国における現地RQFII保管会社として行為するよう任命するためのものである。

「RQFII免許」

中国証券監督管理委員会が、中国外の特定の法域に本拠地を置く法主体に対し付与する免許をいい、当該法主体がRQFII制度に基づき特定のオンショア中国証券を取得することを可能とする。

「RQFII制度」

RQFII免許の保有者が特定のオンショア中国証券を取得することができるようにするための制度をいう。

「クラスS投資証券」

投資証券クラスの名称において「S」と指定されるクラスの投資証券をいう。

「国家外貨管理局」

中国の国家外貨管理局をいう。

「SCH」

上海清算所をいう。

「香港証券取引所」

香港証券取引所をいう。

「投資証券」

参加投資証券として指定されている本投資法人における無額面投資証券をいう。

（中略）

「追補英文目論見書」

英文目論見書の追補である旨が表記されている本投資法人によって発行される文書（もしあれば）をいう。

「上海証券取引所」

上海証券取引所をいう。

「英ポンド」

英国の法定通貨をいう。

（後略）

別紙D

<訂正前>

(前略)

2.7	各ファンドは純資産価額の20%以上を、単一金融機関における預金および口座に記録され代替流動性資産として保有される現金に投資してはならない。 いずれかの金融機関への預金。下記の金融機関を除く ・ EEAに認可されている金融機関（EU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）、 ・ 1988年7月のバーゼル合意（Basle Capital Convergence Agreement）の加盟国（EEA加盟国を除く。）に公認されている金融機関、または、 ・ ジャージ、ガーンジー、マン島、オーストラリアおよびニュージーランドで認可された金融機関において代替流動性資産として保有される額は、純資産の10%を超えてはならない。この制限は、受託会社／保管受託銀行によって行われた預金の場合、20%まで引き上げることができる。
(中略)	
4	指数連動型UCITS
	意図的に空白
5	一般条項

(後略)

<訂正後>

(前略)

2.7	UCITSは純資産価額の20%以上を、単一の法人における預金および口座に記録され代替流動性資産として保有される現金に投資してはならない。
(中略)	
4	指数連動型UCITS
4.1	ファンドは、中央銀行UCITS規則に定められる基準を満たし中央銀行が認める指数を複製することがファンドの投資方針である場合に、その純資産の20%を上限として、同じ機関が発行する株式および／または債務証券に投資することができる。
4.2	4.1における制限は、例外的な市況（例えば、市場支配）により正当化される場合は、35%に引き上げられ、単一発行体に適用されることがある。市場支配は、ベンチマーク指数の特定の構成銘柄が、営業する特定の市場分野で支配的な地位にあり、それによりベンチマーク指数の大部分を占める場合に存在する。
5	一般条項

(後略)